

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年3月14日提出
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	三菱ＵＦＪ ライフプラン ２５ 三菱ＵＦＪ ライフプラン ５０ 三菱ＵＦＪ ライフプラン ７５
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	三菱ＵＦＪ ライフプラン ２５ １兆円を上限とします。 三菱ＵＦＪ ライフプラン ５０ １兆円を上限とします。 三菱ＵＦＪ ライフプラン ７５ １兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

三菱ＵＦＪ ライフプラン ２５（ファンドの愛称を「ゆとりずむ２５」とします。）
三菱ＵＦＪ ライフプラン ５０（ファンドの愛称を「ゆとりずむ５０」とします。）
三菱ＵＦＪ ライフプラン ７５（ファンドの愛称を「ゆとりずむ７５」とします。）
（上記３ファンドの愛称を「ゆとりずむ」とします。また、以上を総称して、あるいは個別に「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、１兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufig.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上１万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

（５）【申込手数料】

申込価額（発行価格）×２．２％（税抜２％）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては、申込手数料はかかりません。

「三菱ＵＦＪ ライフプラン ２５」、「三菱ＵＦＪ ライフプラン ５０」または「三菱ＵＦＪ ライフプラン ７５」のいずれかのファンドを解約した受取金額をもって他のいずれかのファンドの取得申込みを行う場合（「スイッチング」といいます。）、申込手数料はかかりません。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては、１円以上１円単位とします。

（７）【申込期間】

2022年 3月15日から2023年 3月14日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社によっては、確定拠出年金制度を利用する場合の申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認ください。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

（１１）【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンドについて、5,000億円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MRF	
追加型		不動産投信		特殊型 ()
	内外	その他資産 ()	ETF	
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年１回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり ()	日経２２５	ブル・ベア型
一般	年２回					
大型株	年４回	日本			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年６回	北米	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	欧州	オブ・		その他 ()	ロング・
一般	年１２回	アジア	ファンズ			ショート型／
公債	(毎月)	オセアニア				絶対収益
社債	日々	中南米				追求型
その他債券	その他	アフリカ				その他 ()
クレジット	()	中近東 (中東)				
属性		エマージング				
()						
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証券						
(資産複合(株						
式、債券)))						
資産複合						
()						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源

泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMR Fをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

	公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年１回	信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回	信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回	信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）	信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

内外の株式・債券を実質的な主要投資対象とし、各資産の指数を合成した指数をベンチマークとして、中長期的にベンチマークを上回る投資成果をめざします。

ファンドの特色

- 国内株式・国内債券・海外株式・海外債券への分散投資により、信託財産の長期的な成長をめざします。
- 各資産の市場見通しに基づき、相対的な魅力度を勘案の上、標準組入比率から一定の範囲内で資産配分の変更を行うことにより、リスク分散にも留意した資産構成をめざします。資産配分の変更の範囲は、国内債券については標準組入比率からプラスマイナス10%程度、国内株式・海外株式・海外債券については標準組入比率からプラスマイナス5%程度とします。各資産の標準組入比率は下表の通りです。

	ベンチマーク	三菱UFJ ライフプラン 25	三菱UFJ ライフプラン 50	三菱UFJ ライフプラン 75
国内株式	TOPIX(東証株価指数)	15%	30%	45%
国内債券	NOMURA-BPI<総合> (国内債券投資収益指数)	60%	35%	15%
海外株式	MSCI KOKUSAI インデックス(円換算ベース)	10%	20%	30%
海外債券	FTSE世界国債インデックス (除く日本・円ベース)	10%	10%	5%
短期金融 資産	有担保コール(翌日物)	5%	5%	5%

- 各資産毎のベンチマーク^{※1}をファンドの各資産の標準組入比率で組み合わせた合成指数をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果をめざします。
- 実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。ただし、エクスポージャー^{※2}のコントロール等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。
- 市況動向等を勘案して、標準組入比率および資産配分の変更の範囲の見直しを行う場合があります。

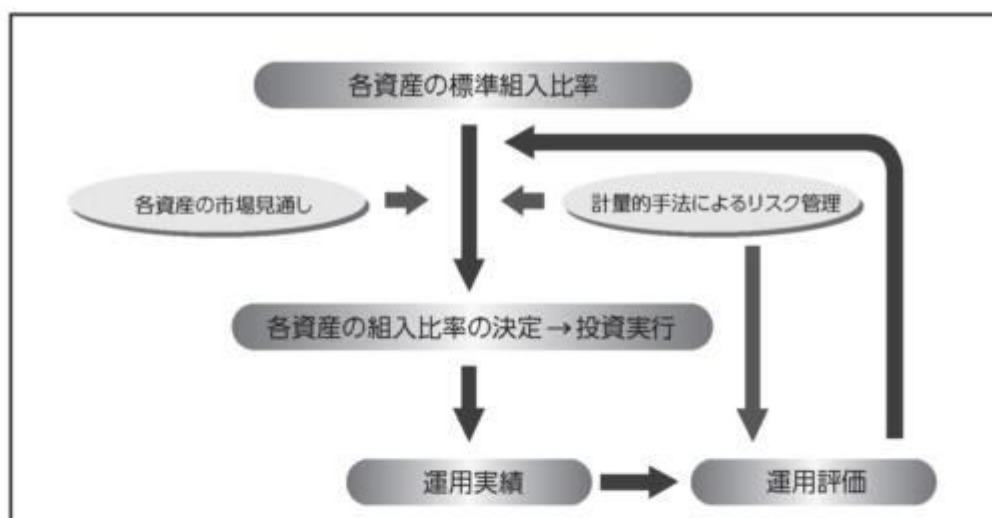
※1 ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

※2 エクスポージャーとは、金融資産のうち市場の価格変動リスク・為替変動リスクにさらしている資産の度合いのことをいいます。

〔資産の組入比率の決定プロセス〕

各資産の組入比率は、標準組入比率を基準に、市場見通しに基づき、相対的な魅力度を勘案の上、標準組入比率から一定の範囲内で決定します。その後実際の運用を行い、その運用実績の評価を参考に、再び組入比率の検討を行います。

（イメージ図）

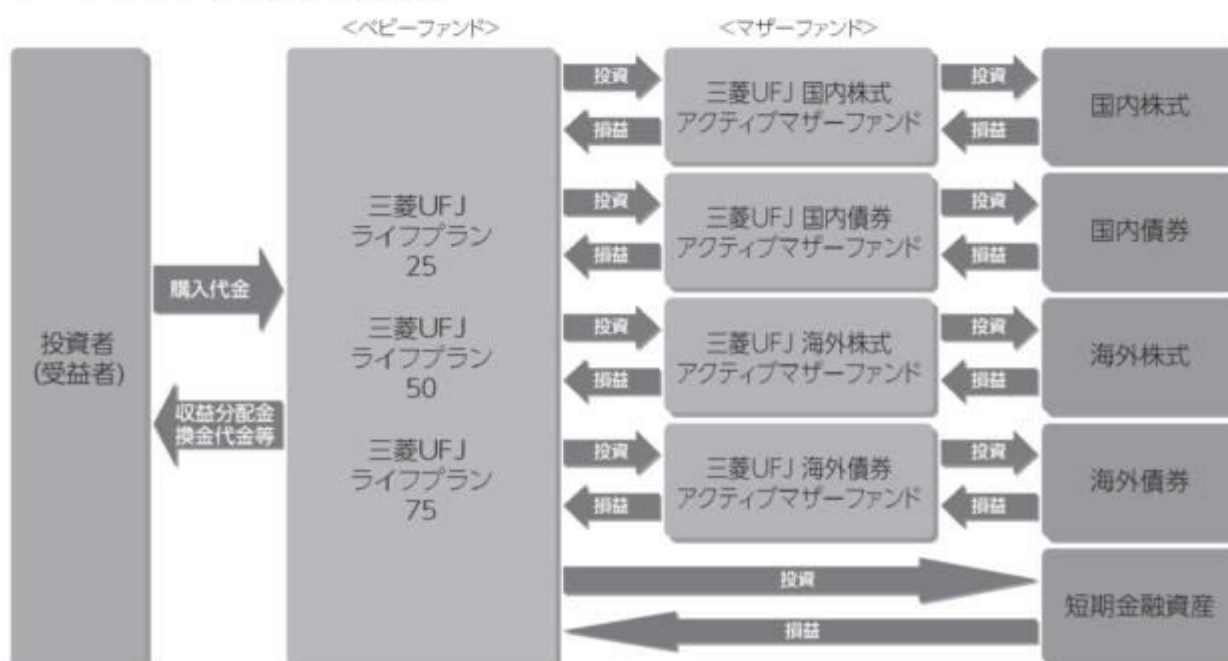


■ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

☞ 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ (<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>) でご覧いただけます。

■ ファンドの仕組み

運用は主に各マザーファンドへの投資を通じて、内外の株式・債券へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



*各ファンドは無手数料でスイッチング(乗換)が可能です。また、換金するファンドに対して税金がかかります。

■主な投資制限

「三菱UFJ」ライフプラン 25]

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%以下とします。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

「三菱UFJ」ライフプラン 50]

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

「三菱UFJ」ライフプラン 75]

- ・株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の60%以下とします。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

■分配方針

- ・年1回の決算時(12月15日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- ・分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ・分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

指数について

TOPIX(東証株価指数)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により東京証券取引所が算出する株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

NOMURA-BPI<総合>(国内債券投資収益指数)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

MSCI KOKUSAIインデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。MSCI KOKUSAIインデックス(円換算ベース)は、MSCI KOKUSAIインデックス(米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。

また、MSCI KOKUSAIインデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

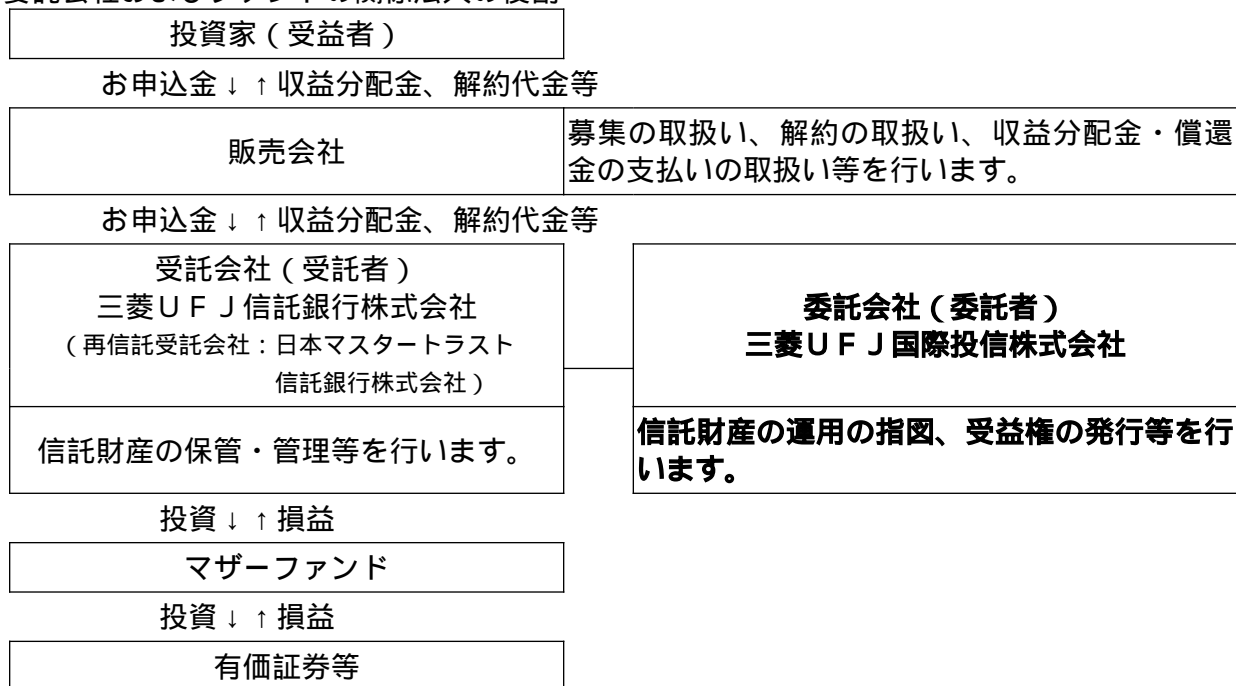
2000年8月11日

設定日、信託契約締結、運用開始

2004年10月1日	ファンドの委託会社の業務を三菱信アセットマネジメント株式会社から三菱投信株式会社に承継 ファンドの名称を「三菱信 ライフプラン ２５」、「三菱信 ライフプラン ５０」、「三菱信 ライフプラン ７５」から各々「三菱 ライフプラン ２５」、「三菱 ライフプラン ５０」、「三菱 ライフプラン ７５」に変更
2005年10月1日	ファンドの名称を「三菱 ライフプラン ２５」、「三菱 ライフプラン ５０」、「三菱 ライフプラン ７５」から各々「三菱ＵＦＪ ライフプラン ２５」、「三菱ＵＦＪ ライフプラン ５０」、「三菱ＵＦＪ ライフプラン ７５」に変更

（３）【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割



委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況（2021年12月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革

1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
 2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に變更
 2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に變更
 2015年7月 三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に變更

・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

〔三菱ＵＦＪ ライフプラン ２５〕

国内株式15%、国内債券60%、海外株式10%、海外債券10%、短期金融資産５%を標準組入比率とします。各資産の市場見通しに基づき、相対的な魅力度を勘案の上、標準組入比率から一定の範囲内で資産配分の変更を行うことにより、リスク分散にも留意した資産構成を目指します。資産配分の変更の範囲は、国内債券については標準組入比率からプラスマイナス10%程度、国内株式・海外株式・海外債券については標準組入比率からプラスマイナス５%程度とします。

ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）15%、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ＜総合＞（国内債券投資収益指数）60%、ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩインデックス（円換算ベース）10%、ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本・円ベース）10%、有担保コール（翌日物）５%を組み合わせた合成指数をベンチマークとして、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。

〔三菱ＵＦＪ ライフプラン ５０〕

国内株式30%、国内債券35%、海外株式20%、海外債券10%、短期金融資産５%を標準組入比率とします。各資産の市場見通しに基づき、相対的な魅力度を勘案の上、標準組入比率から一定の範囲内で資産配分の変更を行うことにより、リスク分散にも留意した資産構成を目指します。資産配分の変更の範囲は、国内債券については標準組入比率からプラスマイナス10%程度、国内株式・海外株式・海外債券については標準組入比率からプラスマイナス５%程度とします。

ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）30%、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ＜総合＞（国内債券投資収益指数）35%、ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩインデックス（円換算ベース）20%、ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本・円ベース）10%、有担保コール（翌日物）５%を組み合わせた合成指数をベンチマークとして、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。

株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合には、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の75%以下とします。

〔三菱ＵＦＪ ライフプラン ７５〕

国内株式45%、国内債券15%、海外株式30%、海外債券５%、短期金融資産５%を標準組入比率とします。各資産の市場見通しに基づき、相対的な魅力度を勘案の上、標準組入比率から一定の範囲内で資産配分の変更を行うことにより、リスク分散にも留意した資産構成を目指します。資産配分の変更の範囲は、国内債券については標準組入比率からプラスマイナス10%程度、国内株式・海外株式・海外債券については標準組入比率からプラスマイナス５%程度とします。

ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）45%、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ＜総合＞（国内債券投資収益指数）15%、ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩインデックス（円換算ベース）30%、ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本・円ベース）５%、有担保コール（翌日物）５%を組み合わせた合成指数をベンチマークとして、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。

株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合には、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の75%以下とします。

す。）への投資は、原則として信託財産総額の75%以下とします。

<ファンド共通>

三菱ＵＦＪ 国内株式アクティブマザーファンド受益証券、三菱ＵＦＪ 国内債券アクティブマザーファンド受益証券、三菱ＵＦＪ 海外株式アクティブマザーファンド受益証券および三菱ＵＦＪ 海外債券アクティブマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、内外の株式・公社債に直接投資することがあります。各マザーファンド受益証券への投資を通じて、国内株式・国内債券・海外株式・海外債券へ分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指します。

実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。ただし、エクスポージャーのコントロール等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。

市況動向等を勘案して、標準組入比率および資産配分の変更の範囲の見直しを行う場合があります。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

ａ．有価証券先物取引等

ｂ．スワップ取引

ｃ．金利先渡取引および為替先渡取引

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

- ２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された三菱ＵＦＪ 国内株式アクティブマザーファンド、三菱ＵＦＪ 国内債券アクティブマザーファンド、三菱ＵＦＪ 海外株式アクティブマザーファンドおよび三菱ＵＦＪ 海外債券アクティブマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

- １．株券または新株引受権証書

- ２．国債証券

- ３．地方債証券

- ４．特別の法律により法人の発行する債券

- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

- ６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

- ８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

- ９．資産の流動化に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

- 10．コマーシャル・ペーパー

- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）

および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から11．の証券または証書の性質を有するもの
13. 証券投資信託の受益証券
14. 投資証券もしくは新投資口予約権証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で21．の有価証券の性質を有するもの

なお、１．の証券または証書ならびに12．および17．の証券または証書のうち１．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２．から６．までの証券ならびに12．および17．の証券または証書のうち２．から６．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13．および14．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形
- ５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
- ６．外国の者に対する権利で５．の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

< マザーファンドの概要 >

三菱ＵＦＪ 国内株式アクティブマザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。

（運用方法）

投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。

銘柄選択にあたっては、以下の２つの観点から行います。

１）中長期的な成長力の高い銘柄や業績改善度の大きい銘柄を選択

２）企業価値に対して株価が割安と判断され、かつ株価上昇が期待できる銘柄を選択

具体的には、１）経営者のリーダーシップ、２）企業戦略の適切さ、３）マーケット支配力・競争力、４）産業の循環、産業構造の変化等の定性的な要素を踏まえ、中長期的にみて高い利益成長が期待できる銘柄や業績の大幅な改善が見込める銘柄を選択し、株価の妥当性をチェックしたうえで、組み入れを図ります。なお、株価評価は、企業の利益成長率に見合った適正価値が存在するというＧＡＲＰ（Growth at Reasonable Price）の考え方をベースに行います。

また、各種評価尺度（株価収益率、株価キャッシュフロー倍率、株価売上高倍率、株価純資産倍率、配当利回り等）を用いて行う定量的な分析に、定性的な分析を加えた結果、「現在の株価が妥当株価に比して割安に放置されており、かつ今後株価上昇が期待できる」と判断される銘柄についても、適宜組み入れを図ります。

株式の組入比率は高位（通常の状態では90%以上）を基本とします。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

株式への投資に制限を設けません。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は信託約款の範囲で行います。

スワップ取引は信託約款の範囲で行います。

金利先渡取引は信託約款の範囲で行います。

三菱ＵＦＪ 国内債券アクティブマザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。

（運用方法）

投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

わが国の公社債を主要投資対象とします。ただし、事業債、円建外債についてはＢＢＢ格（Ｓ＆Ｐ、ムーディーズ、格付投資情報センターおよび日本格付研究所のいずれかから取得したもの）相当以上の格付を有する債券を対象とします。

NOMURA - BPI < 総合 >（国内債券投資収益指数）をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標に運用を行います。

経済や金利の分析をベースに、デュレーション・残存構成・債券種別等をコントロールするアクティブ運用を行います。具体的には、次のプロセスによります。

- 1）経済分析や市場分析等を踏まえて金利の方向性等を予測し、デュレーションに関する戦略を策定します。
- 2）また、同様の分析を行い金利の期間構造等を予測し、上記のデュレーション戦略を加味して、残存構成に関する戦略を策定します。
- 3）さらに、各債券種別間の利回り較差動向等を予測し、債券種別構成に関する戦略を策定します。
- 4）以上の戦略を総合して、ポートフォリオを構築します。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は信託約款の範囲で行います。

スワップ取引は信託約款の範囲で行います。

金利先渡取引は信託約款の範囲で行います。

デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。

この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

三菱ＵＦＪ 海外株式アクティブマザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。

（運用方法）

投資対象

わが国を除く世界主要国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

MSCI KOKUSA I インデックス（円換算ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。

運用にあたっては、カントリーアロケーションと銘柄選択の双方におけるアクティブ戦略によ

り、超過収益の獲得を目指します。カンントリーアロケーションについてはマクロシナリオからのトップダウンアプローチにより決定します。また組入銘柄選択については、企業の成長力と株価を評価することにより決定します。さらに、ポートフォリオとベンチマークを比較分析することにより、リスクのチェックとコントロールを行います。

組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。ただし、エクスポージャーのコントロール等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。

株式の組入比率は高位（通常の状態では90%以上）を基本とします。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

株式への投資に制限を設けません。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資に制限を設けません。

有価証券先物取引等は信託約款の範囲で行います。

スワップ取引は信託約款の範囲で行います。

金利先渡し取引および為替先渡し取引は信託約款の範囲で行います。

外国為替予約取引は信託約款の範囲で行います。

三菱ＵＦＪ 海外債券アクティブマザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。

（運用方法）

投資対象

わが国を除く世界主要国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

F T S E 世界国債インデックス（除く日本・円ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。

運用にあたっては、各国のマクロ分析や金利予測に基づいて、カンントリーアロケーション、デュレーションおよび残存構成のコントロール、利回り較差に着目した銘柄選択でアクティブに超過収益の獲得を目指します。さらに、ポートフォリオとベンチマークを比較分析することにより、リスクのチェックとコントロールを行います。

組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。ただし、エクスポージャーのコントロール等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。

公社債の組入比率は高位（通常の状態では90%以上）を基本とします。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

外貨建資産への投資に制限を設けません。

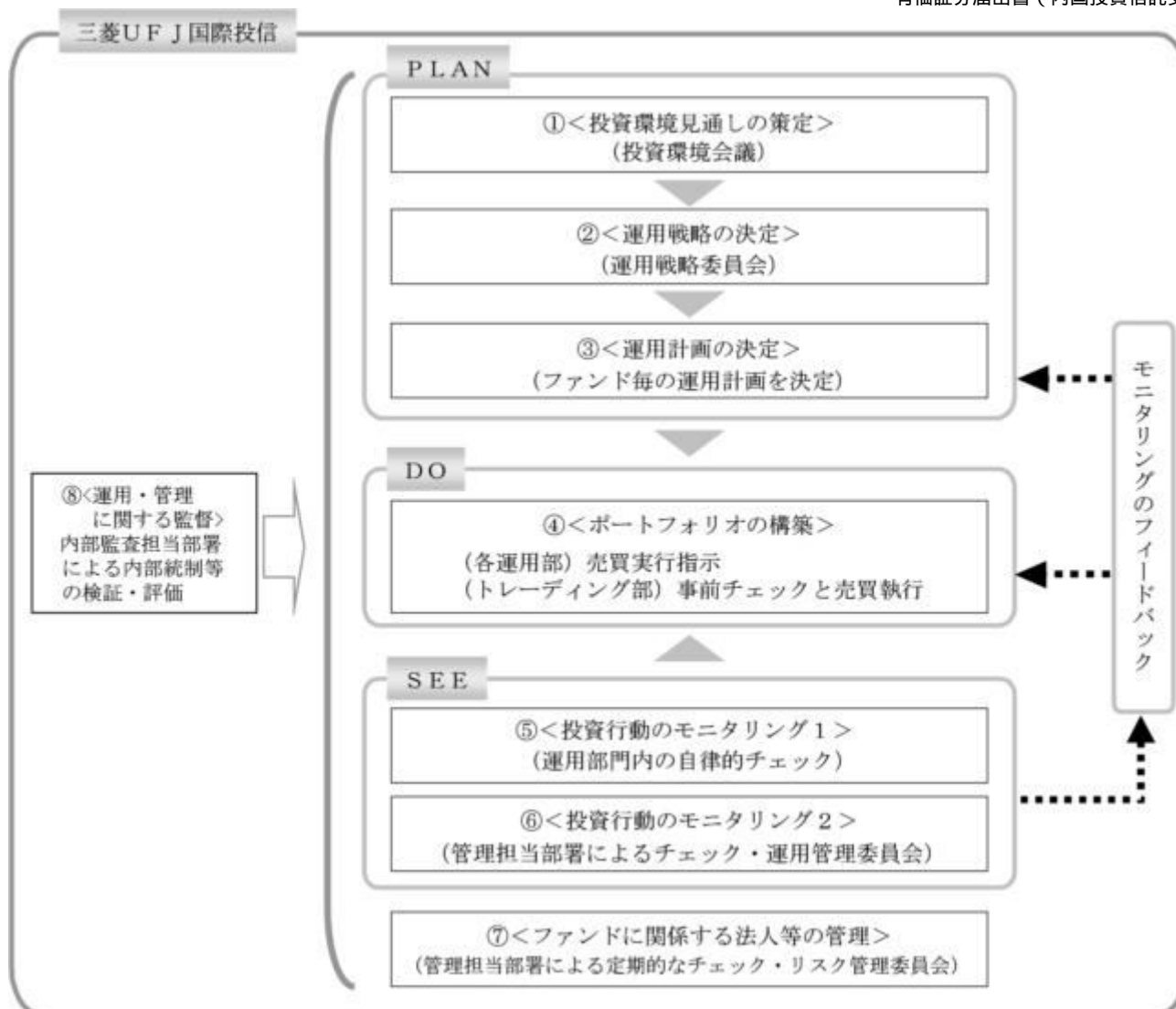
有価証券先物取引等は信託約款の範囲で行います。

スワップ取引は信託約款の範囲で行います。

金利先渡し取引および為替先渡し取引は信託約款の範囲で行います。

外国為替予約取引は信託約款の範囲で行います。

（３）【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

三菱ＵＦＪ ライフプラン ２５

株式

- a．委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。
- b．a．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

外貨建資産

- a．委託会社は信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の40を超えることとなる投資の指図をしません。
- b．a．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

三菱ＵＦＪ ライフプラン ５０

株式

- a．委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。
- b．a．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

外貨建資産

- a．委託会社は信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。
- b．a．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

三菱ＵＦＪ ライフプラン ７５

株式

株式への実質投資割合に制限を設けません。

外貨建資産

- a．委託会社は信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の60を超えることとなる投資の指図をしません。
- b．a．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

< ファンド共通 >

投資信託証券

- a．委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b．a．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

スワップ取引

- a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が、当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

信用取引

- a．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b．a．の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c．信託財産の一部解約等の事由により、b．の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

外国為替予約取引

- a．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b．a．の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c．b．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- d．b．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が、当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売り

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決

済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b．a．の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c．信託財産の一部解約等の事由により、b．の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

＜その他法令等に定められた投資制限＞

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（１）投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なりスクであり、以下に限定されるものではありません。）

価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け株式や公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の株式や公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、運用管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

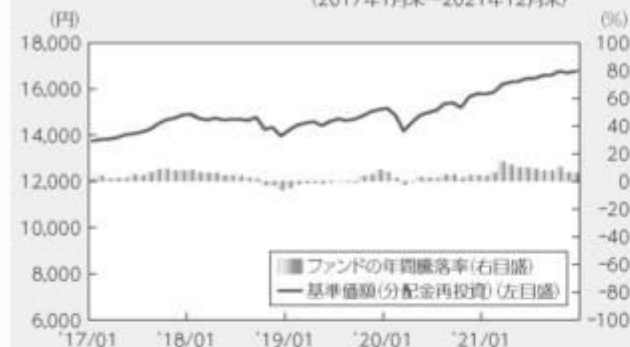
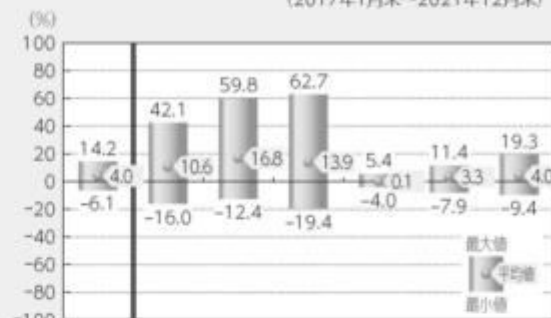
委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

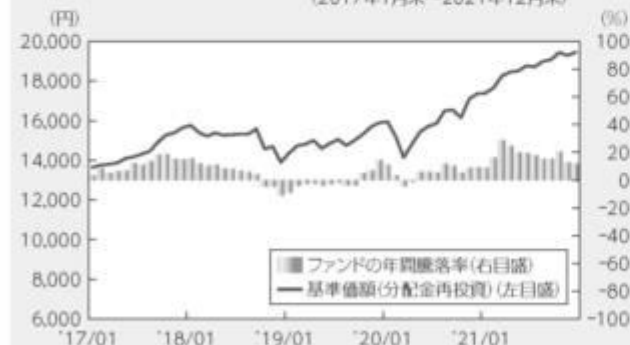
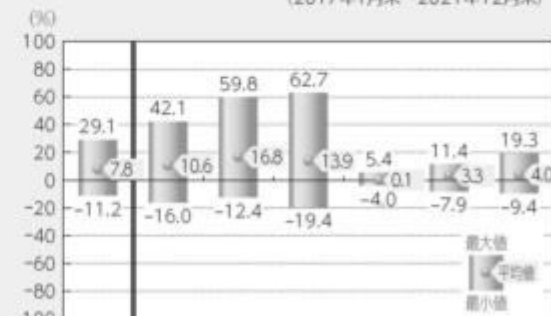
三菱UFJ ライフプラン 25

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移
(2017年1月末～2021年12月末)● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
(2017年1月末～2021年12月末)

(注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

三菱UFJ ライフプラン 50

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移
(2017年1月末～2021年12月末)● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
(2017年1月末～2021年12月末)

(注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

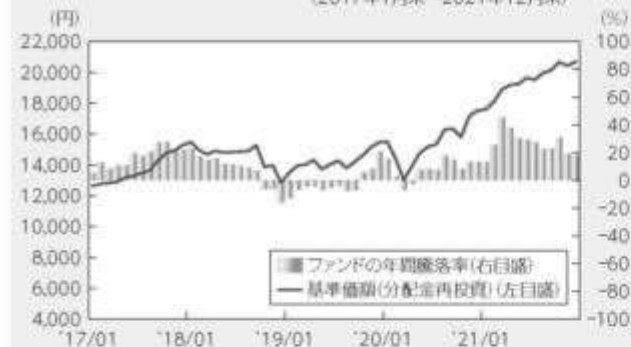
- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

三菱UFJ ライフプラン 75

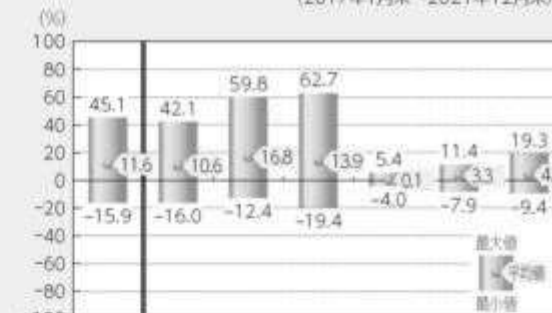
● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2017年1月末～2021年12月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年1月末～2021年12月末)



ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

(注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

●基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。

●年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。

●ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により東京証券取引所が算出する株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額(発行価格)×2.2%(税抜 2%)を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース(一般コース)と分配金再投資コース(累積投資コース)があり、

分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては、申込手数料はかかりません。

「三菱ＵＦＪ ライフプラン ２５」、「三菱ＵＦＪ ライフプラン ５０」または「三菱ＵＦＪ ライフプラン ７５」のいずれかのファンドを解約した受取金額をもって他のいずれかのファンドの取得申込みを行う場合（「スイッチング」といいます。）、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

（３）【信託報酬等】

「三菱ＵＦＪ ライフプラン ２５」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.99%（税抜0.9%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.37%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.45%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.08%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

「三菱ＵＦＪ ライフプラン ５０」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.21%（税抜1.1%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.47%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.55%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等

受託会社	0.08%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等
------	-------	---------------------------------

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

「三菱ＵＦＪ ライフプラン ７５」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.43%（税抜1.3%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.57%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.65%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.08%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

（４）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（三菱ＵＦＪ ライフプ

ラン 25 は、配当控除は適用されません。三菱ＵＦＪ ライフプラン 50、三菱ＵＦＪ ライフプラン 75 は、配当控除の適用があります。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

- (*) 確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となり

ます。

上記は2021年12月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【三菱ＵＦＪ ライフプラン ２５】

（１）【投資状況】

令和 3年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,123,326,171	95.10
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	57,880,733	4.90
純資産総額		1,181,206,904	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 3年12月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (％)
日本	親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 国内債券アクティブマ ザーファンド	467,910,987	1.4731	689,289,294	1.4690	687,361,239	58.19
日本	親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 国内株式アクティブマ ザーファンド	103,572,285	1.9673	203,764,818	1.9765	204,710,621	17.33
日本	親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 海外株式アクティブマ ザーファンド	33,920,313	3.9259	133,168,817	4.0998	139,066,499	11.77
日本	親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 海外債券アクティブマ ザーファンド	27,277,729	3.3656	91,806,012	3.3796	92,187,812	7.80

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 3年12月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	95.10
合計	95.10

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年12月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第13計算期間末日（平成24年12月17日）	548,553,943	548,553,943	10,266	10,266
第14計算期間末日（平成25年12月16日）	650,155,959	650,155,959	11,885	11,885
第15計算期間末日（平成26年12月15日）	751,077,540	751,077,540	13,046	13,046
第16計算期間末日（平成27年12月15日）	764,902,000	764,902,000	13,309	13,309
第17計算期間末日（平成28年12月15日）	835,029,595	835,029,595	13,562	13,562
第18計算期間末日（平成29年12月15日）	918,471,686	918,471,686	14,506	14,506
第19計算期間末日（平成30年12月17日）	928,915,306	928,915,306	13,933	13,933
第20計算期間末日（令和 1年12月16日）	1,027,083,871	1,027,083,871	14,782	14,782
第21計算期間末日（令和 2年12月15日）	1,134,793,215	1,134,793,215	15,455	15,455
第22計算期間末日（令和 3年12月15日）	1,172,067,031	1,172,067,031	16,396	16,396
令和 2年12月末日	1,140,589,554	—	15,514	—
令和 3年 1月末日	1,138,487,384	—	15,506	—
2月末日	1,132,315,319	—	15,575	—
3月末日	1,164,218,986	—	15,904	—
4月末日	1,166,731,087	—	16,005	—
5月末日	1,125,644,779	—	16,038	—
6月末日	1,137,062,482	—	16,160	—
7月末日	1,143,793,873	—	16,167	—
8月末日	1,156,001,141	—	16,288	—
9月末日	1,165,412,388	—	16,298	—
10月末日	1,176,300,618	—	16,465	—
11月末日	1,165,313,584	—	16,405	—
12月末日	1,181,206,904	—	16,464	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円
第15計算期間	0円
第16計算期間	0円
第17計算期間	0円
第18計算期間	0円
第19計算期間	0円
第20計算期間	0円
第21計算期間	0円
第22計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第13計算期間	7.39
第14計算期間	15.77
第15計算期間	9.76
第16計算期間	2.01
第17計算期間	1.90
第18計算期間	6.96
第19計算期間	3.95
第20計算期間	6.09
第21計算期間	4.55
第22計算期間	6.08

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第13計算期間	55,331,961	31,820,070	534,340,828
第14計算期間	60,196,116	47,520,312	547,016,632
第15計算期間	86,533,582	57,831,687	575,718,527
第16計算期間	73,906,398	74,888,442	574,736,483
第17計算期間	81,196,235	40,223,455	615,709,263
第18計算期間	78,615,817	61,159,390	633,165,690
第19計算期間	76,870,591	43,339,881	666,696,400

第20計算期間	77,943,201	49,811,285	694,828,316
第21計算期間	120,932,293	81,493,776	734,266,833
第22計算期間	93,850,974	113,273,180	714,844,627

【三菱ＵＦＪ ライフプラン ５０】

（１）【投資状況】

令和 3年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,468,187,192	95.27
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	122,425,726	4.73
純資産総額		2,590,612,918	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 3年12月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 国内債券アクティブマ ザーファンド	585,382,284	1.4730	862,270,057	1.4690	859,926,575	33.19
日本	親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 国内株式アクティブマ ザーファンド	424,764,213	1.9674	835,685,549	1.9765	839,546,466	32.41
日本	親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 海外株式アクティブマ ザーファンド	138,186,496	3.9255	542,456,282	4.0998	566,536,996	21.87
日本	親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 海外債券アクティブマ ザーファンド	59,822,806	3.3656	201,342,928	3.3796	202,177,155	7.80

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 3年12月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	95.27
合計	95.27

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年12月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第13計算期間末日（平成24年12月17日）	980,664,482	980,664,482	8,801	8,801
第14計算期間末日（平成25年12月16日）	1,256,938,660	1,256,938,660	11,296	11,296
第15計算期間末日（平成26年12月15日）	1,520,580,361	1,520,580,361	12,851	12,851
第16計算期間末日（平成27年12月15日）	1,593,017,988	1,593,017,988	13,259	13,259
第17計算期間末日（平成28年12月15日）	1,676,268,103	1,676,268,103	13,452	13,452
第18計算期間末日（平成29年12月15日）	1,896,943,139	1,896,943,139	15,165	15,165
第19計算期間末日（平成30年12月17日）	1,829,309,871	1,829,309,871	14,097	14,097
第20計算期間末日（令和 1年12月16日）	2,057,419,945	2,057,419,945	15,492	15,492
第21計算期間末日（令和 2年12月15日）	2,315,814,490	2,315,814,490	16,898	16,898
第22計算期間末日（令和 3年12月15日）	2,551,920,432	2,551,920,432	18,918	18,918
令和 2年12月末日	2,347,060,230	—	17,050	—
令和 3年 1月末日	2,340,882,406	—	17,077	—
2月末日	2,387,759,031	—	17,352	—
3月末日	2,475,962,416	—	17,933	—
4月末日	2,490,539,328	—	18,127	—
5月末日	2,421,755,102	—	18,178	—
6月末日	2,468,612,522	—	18,435	—
7月末日	2,467,121,285	—	18,379	—
8月末日	2,499,435,762	—	18,652	—
9月末日	2,516,266,490	—	18,740	—
10月末日	2,577,476,734	—	19,093	—
11月末日	2,561,961,763	—	18,947	—
12月末日	2,590,612,918	—	19,104	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
--	------------

第13計算期間	0円
第14計算期間	0円
第15計算期間	0円
第16計算期間	0円
第17計算期間	0円
第18計算期間	0円
第19計算期間	0円
第20計算期間	0円
第21計算期間	0円
第22計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第13計算期間	11.53
第14計算期間	28.34
第15計算期間	13.76
第16計算期間	3.17
第17計算期間	1.45
第18計算期間	12.73
第19計算期間	7.04
第20計算期間	9.89
第21計算期間	9.07
第22計算期間	11.95

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第13計算期間	127,683,830	81,935,910	1,114,226,943
第14計算期間	125,684,610	127,157,493	1,112,754,060
第15計算期間	165,449,423	94,929,735	1,183,273,748
第16計算期間	150,327,109	132,182,173	1,201,418,684
第17計算期間	118,601,677	73,908,420	1,246,111,941
第18計算期間	135,511,363	130,777,678	1,250,845,626
第19計算期間	140,018,340	93,198,364	1,297,665,602
第20計算期間	134,778,765	104,412,102	1,328,032,265
第21計算期間	194,778,084	152,306,805	1,370,503,544
第22計算期間	165,959,004	187,541,039	1,348,921,509

【三菱ＵＦＪ ライフプラン ７５】

（１）【投資状況】

令和 3年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,948,446,055	94.91
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	104,517,034	5.09
純資産総額		2,052,963,089	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 3年12月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (％)
日本	親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 国内株式アクティブマ ザーファンド	489,947,080	1.9675	963,982,200	1.9765	968,380,403	47.17
日本	親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 海外株式アクティブマ ザーファンド	159,005,958	3.9258	624,228,597	4.0998	651,892,626	31.75
日本	親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 国内債券アクティブマ ザーファンド	184,280,929	1.4728	271,419,581	1.4690	270,708,684	13.19
日本	親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 海外債券アクティブマ ザーファンド	17,003,297	3.3657	57,229,687	3.3796	57,464,342	2.80

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 3年12月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	94.91
合計	94.91

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年12月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第13計算期間末日（平成24年12月17日）	659,860,468	659,860,468	7,226	7,226
第14計算期間末日（平成25年12月16日）	912,295,374	912,295,374	10,148	10,148
第15計算期間末日（平成26年12月15日）	1,042,675,169	1,042,675,169	11,862	11,862
第16計算期間末日（平成27年12月15日）	1,070,858,291	1,070,858,291	12,378	12,378
第17計算期間末日（平成28年12月15日）	1,125,011,772	1,125,011,772	12,524	12,524
第18計算期間末日（平成29年12月15日）	1,378,580,412	1,378,580,412	14,844	14,844
第19計算期間末日（平成30年12月17日）	1,275,531,412	1,275,531,412	13,353	13,353
第20計算期間末日（令和 1年12月16日）	1,441,755,109	1,441,755,109	15,149	15,149
第21計算期間末日（令和 2年12月15日）	1,667,259,642	1,667,259,642	17,114	17,114
第22計算期間末日（令和 3年12月15日）	2,007,863,402	2,007,863,402	20,180	20,180
令和 2年12月末日	1,699,368,115	—	17,356	—
令和 3年 1月末日	1,702,987,757	—	17,422	—
2月末日	1,759,311,474	—	17,907	—
3月末日	1,847,891,169	—	18,712	—
4月末日	1,882,542,847	—	19,001	—
5月末日	1,845,094,250	—	19,057	—
6月末日	1,897,215,587	—	19,457	—
7月末日	1,895,580,249	—	19,331	—
8月末日	1,947,704,082	—	19,761	—
9月末日	1,980,064,158	—	19,936	—
10月末日	2,012,340,717	—	20,459	—
11月末日	1,996,327,976	—	20,235	—
12月末日	2,052,963,089	—	20,485	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円
第15計算期間	0円

第16計算期間	0円
第17計算期間	0円
第18計算期間	0円
第19計算期間	0円
第20計算期間	0円
第21計算期間	0円
第22計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第13計算期間	14.97
第14計算期間	40.43
第15計算期間	16.89
第16計算期間	4.35
第17計算期間	1.17
第18計算期間	18.52
第19計算期間	10.04
第20計算期間	13.45
第21計算期間	12.97
第22計算期間	17.91

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第13計算期間	108,727,813	70,746,071	913,237,930
第14計算期間	157,727,213	171,967,761	898,997,382
第15計算期間	148,588,985	168,612,635	878,973,732
第16計算期間	153,807,371	167,660,227	865,120,876
第17計算期間	125,633,507	92,437,316	898,317,067
第18計算期間	128,588,851	98,206,804	928,699,114
第19計算期間	134,155,469	107,645,897	955,208,686
第20計算期間	116,170,798	119,647,961	951,731,523
第21計算期間	222,372,532	199,924,343	974,179,712
第22計算期間	212,741,298	191,931,583	994,989,427

（参考）

三菱ＵＦＪ 国内株式アクティブマザーファンド

投資状況

令和 3年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
株式	日本	7,606,326,800	98.09
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	148,250,633	1.91
純資産総額		7,754,577,433	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

令和 3年12月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	29,700	11,878.29	352,785,213	14,475.00	429,907,500	5.54
日本	株式	日本製鉄	鉄鋼	175,100	1,913.28	335,015,328	1,878.50	328,925,350	4.24
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	155,100	1,757.79	272,633,472	2,105.50	326,563,050	4.21
日本	株式	第一三共	医薬品	85,500	2,977.07	254,539,485	2,925.00	250,087,500	3.23
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	35,100	5,449.27	191,269,465	6,972.00	244,717,200	3.16
日本	株式	ルネサスエレクトロニクス	電気機器	156,600	1,343.07	210,324,762	1,423.00	222,841,800	2.87
日本	株式	日立製作所	電気機器	34,700	5,903.72	204,859,273	6,230.00	216,181,000	2.79
日本	株式	味の素	食料品	53,000	3,391.53	179,751,266	3,497.00	185,341,000	2.39
日本	株式	信越化学工業	化学	9,100	18,781.32	170,910,012	19,920.00	181,272,000	2.34
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	265,900	583.06	155,035,654	624.90	166,160,910	2.14
日本	株式	J S R	化学	37,900	3,448.94	130,714,826	4,375.00	165,812,500	2.14
日本	株式	東芝	電気機器	33,800	3,623.98	122,490,524	4,730.00	159,874,000	2.06
日本	株式	富士通	電気機器	7,900	16,663.82	131,644,178	19,730.00	155,867,000	2.01
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	24,000	5,576.79	133,842,969	6,392.00	153,408,000	1.98
日本	株式	日油	化学	25,800	6,305.54	162,682,932	5,810.00	149,898,000	1.93
日本	株式	新光電気工業	電気機器	27,200	3,081.01	83,803,472	5,490.00	149,328,000	1.93
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	24,800	8,895.36	220,604,928	5,434.00	134,763,200	1.74
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	34,100	3,767.17	128,460,497	3,943.00	134,456,300	1.73
日本	株式	楽天グループ	サービス業	116,400	1,195.28	139,131,329	1,154.00	134,325,600	1.73
日本	株式	第一生命ホールディングス	保険業	56,300	2,247.79	126,550,577	2,325.50	130,925,650	1.69
日本	株式	日鉄ソリューションズ	情報・通信業	36,800	3,646.51	134,191,568	3,545.00	130,456,000	1.68

日本	株式	オリックス	その他金融業	53,600	2,055.28	110,163,273	2,347.50	125,826,000	1.62
日本	株式	凸版印刷	その他製品	56,700	1,900.83	107,777,061	2,156.00	122,245,200	1.58
日本	株式	イビデン	電気機器	17,800	5,149.16	91,655,048	6,840.00	121,752,000	1.57
日本	株式	芝浦メカトロニクス	電気機器	12,400	6,870.03	85,188,372	9,650.00	119,660,000	1.54
日本	株式	三菱商事	卸売業	32,700	3,738.64	122,253,528	3,652.00	119,420,400	1.54
日本	株式	I D E C	電気機器	41,100	2,715.21	111,595,344	2,787.00	114,545,700	1.48
日本	株式	ニコン	精密機器	92,000	1,180.48	108,604,160	1,240.00	114,080,000	1.47
日本	株式	L I X I L	金属製品	37,000	3,173.03	117,402,110	3,065.00	113,405,000	1.46
日本	株式	協和キリン	医薬品	32,800	3,298.37	108,186,536	3,135.00	102,828,000	1.33

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年12月30日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式	建設業	2.03
	食料品	3.40
	化学	11.36
	医薬品	5.65
	ガラス・土石製品	1.21
	鉄鋼	4.24
	非鉄金属	0.81
	金属製品	2.72
	機械	1.06
	電気機器	23.35
	輸送用機器	4.21
	精密機器	1.47
	その他製品	2.14
	陸運業	0.92
	空運業	0.32
	倉庫・運輸関連業	0.57
	情報・通信業	9.01
	卸売業	3.82
	小売業	3.36
	銀行業	3.88
	証券、商品先物取引業	0.63
	保険業	4.99
	その他金融業	1.62
	サービス業	5.32
	小計	98.09
合計		98.09

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

三菱UFJ 国内債券アクティブマザーファンド

投資状況

令和 3年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率（％）
国債証券	日本	8,343,983,200	59.89
社債券	日本	5,207,860,000	37.38
	スイス	100,324,000	0.72
	小計	5,308,184,000	38.10
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	279,065,566	2.01
純資産総額		13,931,232,766	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

令和 3年12月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第363回利付国債（10年）	340,000,000	100.67	342,302,100	100.42	341,438,200	0.100000	2031/6/20	2.45
日本	国債証券	第360回利付国債（10年）	290,000,000	100.24	290,704,400	100.82	292,398,300	0.100000	2030/9/20	2.10
日本	国債証券	第67回利付国債（30年）	240,000,000	98.10	235,441,900	97.97	235,140,000	0.600000	2050/6/20	1.69
日本	国債証券	第354回利付国債（10年）	230,000,000	100.84	231,932,000	101.12	232,578,300	0.100000	2029/3/20	1.67
日本	国債証券	第136回利付国債（20年）	200,000,000	115.78	231,571,800	115.21	230,422,000	1.600000	2032/3/20	1.65
日本	国債証券	第153回利付国債（20年）	200,000,000	114.48	228,967,000	113.96	227,934,000	1.300000	2035/6/20	1.64

日本	社債券	第１４回ＳＢＩ ホールディングス	200,000,000	100.24	200,487,000	100.21	200,432,000	0.700000	2023/3/27	1.44
日本	社債券	第３回マラヤン・ バンキング（２０ １９）	200,000,000	100.02	200,042,000	100.02	200,052,000	0.270000	2022/5/20	1.44
日本	社債券	第６回マラヤン・ バンキング	200,000,000	99.72	199,458,000	99.86	199,720,000	0.224000	2023/2/13	1.43
日本	社債券	第１６回イオン フィナンシャル サービス	200,000,000	100.00	200,000,000	99.85	199,700,000	0.270000	2025/6/24	1.43
日本	国債証券	第１６２回利付国 債（２０年）	180,000,000	103.75	186,762,600	104.11	187,398,000	0.600000	2037/9/20	1.35
日本	国債証券	第１６４回利付国 債（２０年）	180,000,000	102.86	185,155,700	102.30	184,140,000	0.500000	2038/3/20	1.32
日本	国債証券	第１３０回利付国 債（２０年）	150,000,000	117.75	176,632,500	116.74	175,110,000	1.800000	2031/9/20	1.26
日本	国債証券	第５８回利付国債 （３０年）	160,000,000	104.09	166,545,900	104.29	166,867,200	0.800000	2048/3/20	1.20
日本	国債証券	第１５５回利付国 債（２０年）	150,000,000	110.25	165,379,300	110.11	165,174,000	1.000000	2035/12/20	1.19
日本	国債証券	第１５２回利付国 債（２０年）	140,000,000	113.00	158,205,600	112.57	157,606,400	1.200000	2035/3/20	1.13
日本	国債証券	第１２５回利付国 債（２０年）	130,000,000	121.21	157,578,200	119.86	155,824,500	2.200000	2031/3/20	1.12
日本	国債証券	第１４６回利付国 債（２０年）	130,000,000	118.64	154,235,300	117.70	153,011,300	1.700000	2033/9/20	1.10
日本	国債証券	第１２８回利付国 債（２０年）	130,000,000	118.47	154,015,700	117.41	152,638,200	1.900000	2031/6/20	1.10
日本	国債証券	第６０回利付国債 （３０年）	140,000,000	106.58	149,225,300	106.41	148,982,400	0.900000	2048/9/20	1.07
日本	国債証券	第１６９回利付国 債（２０年）	150,000,000	98.90	148,361,500	98.28	147,432,000	0.300000	2039/6/20	1.06
日本	国債証券	第１６６回利付国 債（２０年）	140,000,000	105.01	147,014,000	105.27	147,385,000	0.700000	2038/9/20	1.06
日本	国債証券	第１７６回利付国 債（２０年）	140,000,000	101.12	141,573,700	100.61	140,863,800	0.500000	2041/3/20	1.01
日本	国債証券	第１５７回利付国 債（２０年）	140,000,000	99.07	138,701,100	98.88	138,443,200	0.200000	2036/6/20	0.99
日本	国債証券	第１５０回利付国 債（２０年）	120,000,000	115.49	138,595,200	114.87	137,847,600	1.400000	2034/9/20	0.99
日本	国債証券	第１２３回利付国 債（２０年）	110,000,000	119.84	131,824,000	118.60	130,461,100	2.100000	2030/12/20	0.94
日本	国債証券	第１４９回利付国 債（２０年）	110,000,000	116.66	128,329,300	115.94	127,536,200	1.500000	2034/6/20	0.92
日本	国債証券	第５４回利付国債 （３０年）	120,000,000	104.59	125,516,700	104.83	125,804,400	0.800000	2047/3/20	0.90
日本	国債証券	第１５９回利付国 債（２０年）	120,000,000	104.14	124,971,600	104.36	125,242,800	0.600000	2036/12/20	0.90
日本	国債証券	第１５４回利付国 債（２０年）	110,000,000	113.15	124,469,800	112.74	124,015,100	1.200000	2035/9/20	0.89

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 3年12月30日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	59.89
社債券	38.10
合計	98.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

三菱ＵＦＪ 海外株式アクティブマザーファンド

投資状況

令和 3年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
株式	アメリカ	4,319,300,161	71.47
	オランダ	351,331,079	5.81
	フランス	262,644,577	4.35
	ドイツ	177,145,984	2.93
	イギリス	139,003,473	2.30
	カナダ	134,389,832	2.22
	オーストラリア	104,630,585	1.73
	香港	79,800,450	1.32
	スイス	73,094,015	1.21
	スウェーデン	46,653,580	0.77
	ニュージーランド	39,429,355	0.65
	デンマーク	34,256,497	0.57
	フィンランド	32,216,824	0.53
	小計	5,793,896,412	95.86
投資証券	アメリカ	102,102,644	1.69
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	147,856,479	2.45
純資産総額		6,043,855,535	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 3年12月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	717	388,978.08	278,897,288	389,229.98	279,077,896	4.62
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	6,504	37,765.66	245,627,897	39,331.08	255,809,403	4.23
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	588	333,490.13	196,092,202	337,018.95	198,167,144	3.28
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	9,388	20,051.43	188,242,887	20,632.28	193,695,916	3.20
アメリカ	株式	ZOETIS INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5,968	26,232.61	156,556,225	28,413.39	169,571,115	2.81
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	1,304	110,247.81	143,763,157	124,933.57	162,913,380	2.70
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	1,739	86,267.10	150,018,504	91,813.78	159,664,172	2.64
アメリカ	株式	SALESFORCE.COM INC	ソフトウェア・サービス	5,037	29,397.96	148,077,534	29,277.19	147,469,210	2.44
アメリカ	株式	HEICO CORP-CLASS A	資本財	9,599	14,303.88	137,303,013	14,844.48	142,492,175	2.36
アメリカ	株式	INTUITIVE SURGICAL INC	ヘルスケア機器・サービス	3,240	37,754.16	122,323,493	42,013.35	136,123,271	2.25
アメリカ	株式	ROPER TECHNOLOGIES INC	資本財	2,324	53,632.67	124,642,339	56,474.82	131,247,482	2.17
アメリカ	株式	VULCAN MATERIALS CO	素材	5,305	23,480.18	124,562,369	24,035.72	127,509,544	2.11
アメリカ	株式	COSTAR GROUP INC	商業・専門サービス	13,750	8,886.44	122,188,621	9,184.34	126,284,771	2.09
アメリカ	株式	COMERICA INC	銀行	12,295	9,630.62	118,408,529	10,074.60	123,867,229	2.05
オランダ	株式	ADYEN NV	ソフトウェア・サービス	405	300,825.54	121,834,347	299,128.91	121,147,212	2.00
アメリカ	株式	CADENCE DESIGN SYS INC	ソフトウェア・サービス	5,357	20,250.42	108,481,506	21,845.74	117,027,675	1.94
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	22,698	5,070.14	115,082,216	5,133.34	116,516,610	1.93
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	4,163	24,151.89	100,544,358	25,093.91	104,465,961	1.73
アメリカ	株式	S&P GLOBAL INC	各種金融	1,912	54,098.50	103,436,345	54,582.74	104,362,201	1.73
アメリカ	投資証券	SBA COMMUNICATIONS CORP	—	2,306	41,809.76	96,413,329	44,276.94	102,102,644	1.69
アメリカ	株式	CATERPILLAR INC	資本財	4,146	23,192.63	96,156,656	23,847.09	98,870,063	1.64
カナダ	株式	SHOPIFY INC - CLASS A	ソフトウェア・サービス	600	156,711.91	94,027,151	160,403.55	96,242,135	1.59
アメリカ	株式	AIRBNB INC-CLASS A	消費者サービス	4,957	19,318.75	95,763,089	19,258.94	95,466,609	1.58
アメリカ	株式	CITIZENS FINANCIAL GROUP	銀行	17,138	5,415.14	92,804,697	5,440.44	93,238,364	1.54
ドイツ	株式	HELLOFRESH SE	食品・生活必需品小売り	10,224	9,190.51	93,963,817	9,026.07	92,282,556	1.53
アメリカ	株式	DR HORTON INC	耐久消費財・アパレル	7,380	12,047.19	88,908,298	12,463.56	91,981,126	1.52
アメリカ	株式	AUTODESK INC	ソフトウェア・サービス	2,657	30,275.56	80,442,174	32,501.20	86,355,692	1.43
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	2,476	32,593.21	80,700,806	34,507.15	85,439,704	1.41

アメリカ	株式	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	素材	2,033	39,424.25	80,149,511	40,413.42	82,160,498	1.36
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	5,966	13,367.62	79,751,247	13,566.60	80,938,389	1.34

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年12月30日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式	エネルギー	1.87
	素材	4.51
	資本財	8.77
	商業・専門サービス	2.09
	自動車・自動車部品	3.86
	耐久消費財・アパレル	3.32
	消費者サービス	3.29
	メディア・娯楽	6.90
	小売	5.36
	食品・生活必需品小売り	2.72
	食品・飲料・タバコ	1.12
	家庭用品・パーソナル用品	1.29
	ヘルスケア機器・サービス	4.38
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.30
	銀行	7.83
	各種金融	1.73
	保険	2.20
	ソフトウェア・サービス	19.26
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.20
	電気通信サービス	1.04
	公益事業	0.89
	半導体・半導体製造装置	4.94
	小計	95.86
投資証券	—	1.69
合計		97.55

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

三菱ＵＦＪ 海外債券アクティブマザーファンド

投資状況

令和 3年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	21,633,752,800	44.72
	イタリア	5,804,312,908	12.00
	スペイン	2,981,528,709	6.16
	イギリス	2,561,533,765	5.30
	中国	2,001,457,872	4.14
	オーストラリア	1,497,553,489	3.10
	フランス	1,473,917,033	3.05
	カナダ	997,754,390	2.06
	メキシコ	996,949,490	2.06
	オランダ	968,695,027	2.00
	ベルギー	946,630,428	1.96
	ドイツ	815,120,799	1.69
	アイルランド	394,734,269	0.82
	マレーシア	317,993,176	0.66
	ポーランド	292,662,109	0.61
	シンガポール	191,255,415	0.40
	イスラエル	185,405,019	0.38
	スウェーデン	183,891,046	0.38
	ノルウェー	156,179,681	0.32
	小計	44,401,327,425	91.79
特殊債券	アメリカ	1,087,569,976	2.25
	イギリス	410,886,127	0.85
	オーストラリア	399,060,837	0.82
	小計	1,897,516,940	3.92
社債券	アメリカ	600,516,999	1.24
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	1,472,199,189	3.05
純資産総額		48,371,560,553	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 3年12月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	2 T-NOTE 221031	40,000,000	11,677.67	4,671,070,029	11,663.29	4,665,319,029	2.000000	2022/10/31	9.64
アメリカ	国債証券	1.75 T-NOTE 230515	31,000,000	11,705.53	3,628,714,758	11,693.84	3,625,093,425	1.750000	2023/5/15	7.49
アメリカ	国債証券	2 T-NOTE 250815	19,000,000	11,870.42	2,255,380,454	11,860.53	2,253,502,392	2.000000	2025/8/15	4.66
アメリカ	国債証券	1.625 T-NOTE 260215	19,000,000	11,705.98	2,224,136,348	11,688.00	2,220,721,692	1.625000	2026/2/15	4.59
アメリカ	国債証券	2.25 T-NOTE 271115	16,000,000	12,114.84	1,938,374,549	12,075.30	1,932,048,449	2.250000	2027/11/15	3.99
アメリカ	国債証券	2.75 T-NOTE 240215	13,500,000	12,004.76	1,620,643,030	11,982.29	1,617,610,277	2.750000	2024/2/15	3.34
イタリア	国債証券	0 ITALY GOVT 260401	12,300,000	12,986.72	1,597,367,291	12,864.21	1,582,298,509	0.000000	2026/4/1	3.27
オースト ラリア	国債証券	1.75 AUST GOVT 510621	18,800,000	7,448.53	1,400,324,863	7,451.05	1,400,799,117	1.750000	2051/6/21	2.90
イタリア	国債証券	1.75 ITALY GOVT 240701	9,900,000	13,702.12	1,356,510,617	13,623.83	1,348,759,615	1.750000	2024/7/1	2.79
アメリカ	特殊債券	0.875 IBRD 300514	10,000,000	10,955.62	1,095,562,658	10,875.69	1,087,569,976	0.875000	2030/5/14	2.25
スペイン	国債証券	2.35 SPAIN GOVT 330730	7,000,000	15,874.64	1,111,225,438	15,502.53	1,085,177,730	2.350000	2033/7/30	2.24
アメリカ	国債証券	3.125 T-BOND 430215	7,500,000	14,042.32	1,053,174,340	13,761.96	1,032,147,246	3.125000	2043/2/15	2.13
イギリス	国債証券	4.75 GILT 301207	4,500,000	21,079.35	948,571,044	20,578.30	926,023,676	4.750000	2030/12/7	1.91
アメリカ	国債証券	1.125 T-NOTE 310215	8,000,000	11,231.52	898,521,862	11,136.72	890,937,730	1.125000	2031/2/15	1.84
フランス	国債証券	1.25 O.A.T 360525	6,000,000	14,954.41	897,264,603	14,475.05	868,503,592	1.250000	2036/5/25	1.80
アメリカ	国債証券	4.75 T-BOND 410215	5,000,000	17,126.74	856,337,378	16,813.58	840,679,382	4.750000	2041/2/15	1.74
スペイン	国債証券	5.9 SPAIN GOVT 260730	5,000,000	16,823.62	841,181,062	16,688.49	834,424,820	5.900000	2026/7/30	1.73
イタリア	国債証券	2.45 ITALY GOVT 500901	5,600,000	15,117.34	846,571,061	14,397.99	806,287,648	2.450000	2050/9/1	1.67
イギリス	国債証券	1.25 GILT 411022	4,800,000	16,354.03	784,993,788	15,515.16	744,727,860	1.250000	2041/10/22	1.54
アメリカ	国債証券	0.125 T-NOTE 230915	6,000,000	11,405.40	684,324,070	11,396.86	683,811,872	0.125000	2023/9/15	1.41
中国	国債証券	2.69 CHINA GOVT 260812	37,000,000	1,806.25	668,313,802	1,813.04	670,826,448	2.690000	2026/8/12	1.39
アメリカ	国債証券	1.875 T-BOND 510215	5,500,000	11,619.71	639,084,368	11,271.06	619,908,377	1.875000	2051/2/15	1.28
中国	国債証券	3.02 CHINA GOVT 310527	33,000,000	1,827.92	603,215,817	1,833.49	605,054,517	3.020000	2031/5/27	1.25
アメリカ	国債証券	3.875 T-BOND 400815	4,000,000	15,374.04	614,961,619	15,056.83	602,273,475	3.875000	2040/8/15	1.25
スペイン	国債証券	0.5 SPAIN GOVT 300430	4,500,000	13,451.79	605,330,829	13,215.53	594,699,028	0.500000	2030/4/30	1.23
イギリス	国債証券	4.25 GILT 551207	1,900,000	31,176.04	592,344,797	29,030.19	551,573,619	4.250000	2055/12/7	1.14
イタリア	国債証券	4.75 ITALY GOVT 280901	3,300,000	16,746.84	552,645,965	16,514.33	544,972,917	4.750000	2028/9/1	1.13
ドイツ	国債証券	4.75 BUND 400704	2,200,000	25,568.72	562,511,907	24,762.90	544,783,847	4.750000	2040/7/4	1.13
オランダ	国債証券	0.25 NETH GOVT 290715	4,000,000	13,673.23	546,929,301	13,494.79	539,791,709	0.250000	2029/7/15	1.12
メキシコ	国債証券	7.75 MEXICAN BONO 310529	90,000,000	573.80	516,423,821	565.65	509,093,130	7.750000	2031/5/29	1.05

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年12月30日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	91.79
特殊債券	3.92
社債券	1.24
合計	96.96

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報

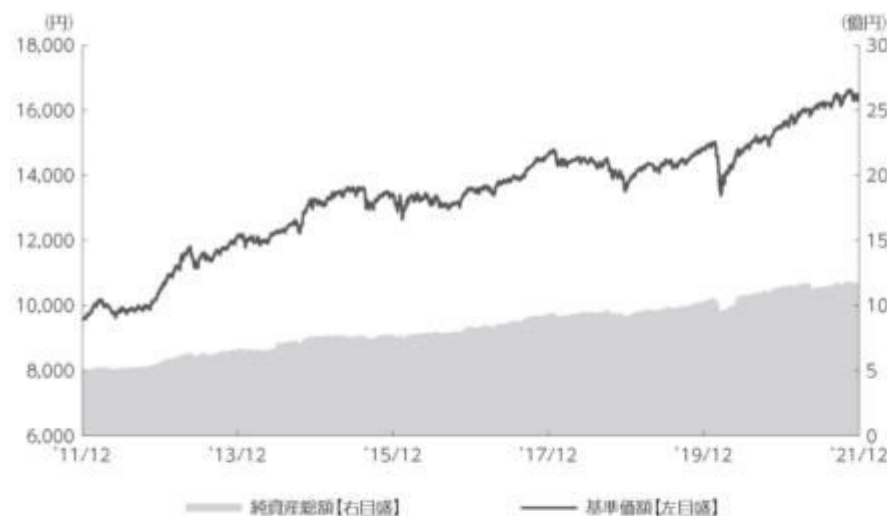


運用実績

2021年12月30日現在

三菱UFJ ライフプラン 25

■基準価額・純資産の推移 2011年12月30日～2021年12月30日



・基準価額は運用報酬（信託報酬）控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	16,464円
純資産総額	11.8億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2021年12月	0円
2020年12月	0円
2019年12月	0円
2018年12月	0円
2017年12月	0円
2016年12月	0円
設定来累計	200円

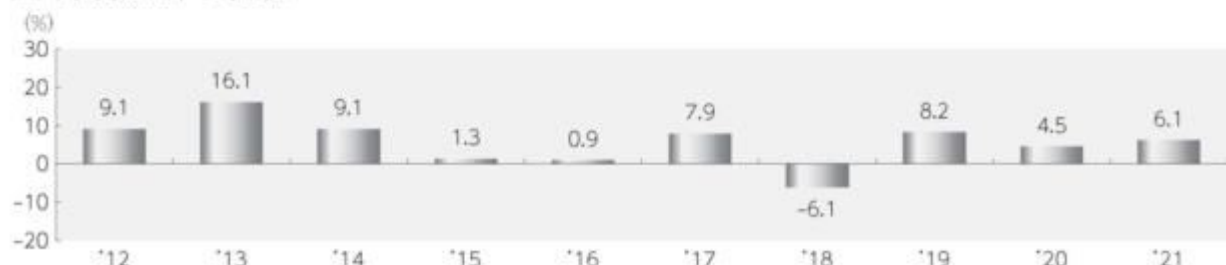
・分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

資産別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種類	業種／種別	国・地域	比率
国内株式	17.0%	1 円	80.6%	ソニーグループ	株式	電気機器	日本	1.0%
国内債券	57.0%	2 アメリカドル	12.7%	日本製鉄	株式	鉄鋼	日本	0.7%
外国株式	11.5%	3 ユーロ	3.8%	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	日本	0.7%
外国債券	7.6%	4 イギリスポンド	0.8%	第一三共	株式	医薬品	日本	0.6%
		5 オーストラリアドル	0.5%	リクルートホールディングス	株式	サービス業	日本	0.5%
		6 カナダドル	0.4%	第363回利付国債(10年)	債券	国債	日本	1.4%
		7 中国元	0.3%	第360回利付国債(10年)	債券	国債	日本	1.2%
		8 メキシコペソ	0.2%	第67回利付国債(30年)	債券	国債	日本	1.0%
		9 香港ドル	0.2%	第354回利付国債(10年)	債券	国債	日本	1.0%
		10 スイスフラン	0.1%	第136回利付国債(20年)	債券	国債	日本	1.0%
コールローン他 (負債控除後)	6.9%							
合計	100.0%							

- ・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率（小数点第二位四捨五入）
- ・投資信託証券（リートを含む）の組入れがある場合、株式に含めて表示
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- ・国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- ・「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。（ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地）

■年間収益率の推移

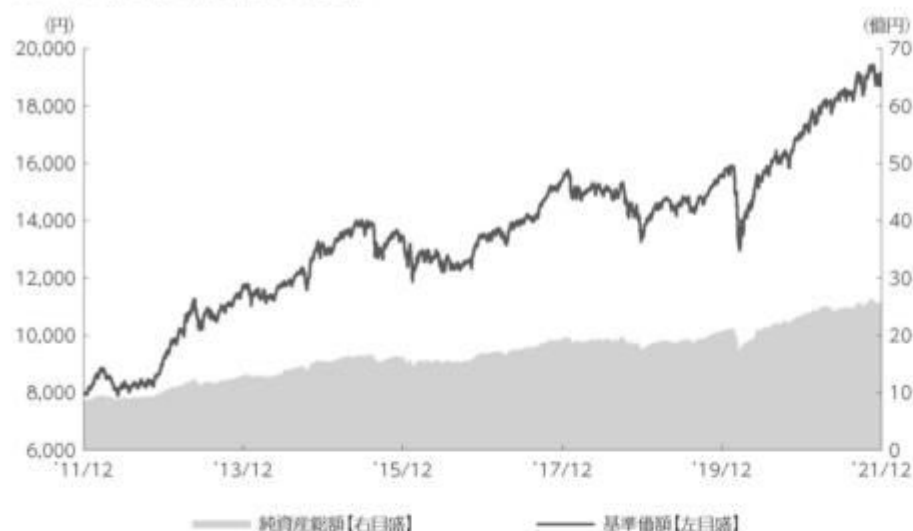


・収益率は基準価額で計算

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

三菱UFJ ライフプラン 50

■基準価額・純資産の推移 2011年12月30日～2021年12月30日



・基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	19,104円
純資産総額	25.9億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2021年12月	0円
2020年12月	0円
2019年12月	0円
2018年12月	0円
2017年12月	0円
2016年12月	0円
設定来累計	200円

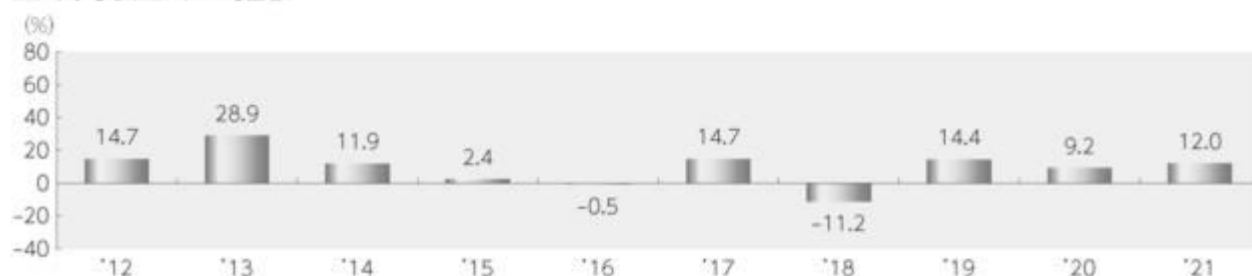
・分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

資産別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種類	業種／種別	国・地域	比率
国内株式	31.8%	1 円	70.7%	ソニーグループ	株式	電気機器	日本	1.8%
国内債券	32.5%	2 アメリカドル	20.2%	日本製鉄	株式	鉄鋼	日本	1.4%
外国株式	21.3%	3 ユーロ	5.2%	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	日本	1.4%
外国債券	7.6%	4 イギリスポンド	1.0%	第一三共	株式	医薬品	日本	1.0%
		5 オーストラリアドル	0.7%	リクルートホールディングス	株式	サービス業	日本	1.0%
		6 カナダドル	0.6%	第363回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.8%
		7 中国元	0.3%	2 T-NOTE 221031	債券	国債	アメリカ	0.8%
		8 香港ドル	0.3%	第360回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.7%
コールローン他 (負債控除後)	6.8%	9 スイスフラン	0.3%	1.75 T-NOTE 230515	債券	国債	アメリカ	0.6%
合計	100.0%	10 スウェーデンクローネ	0.2%	第67回利付国債(30年)	債券	国債	日本	0.6%

- ・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- ・国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- ・「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間収益率の推移

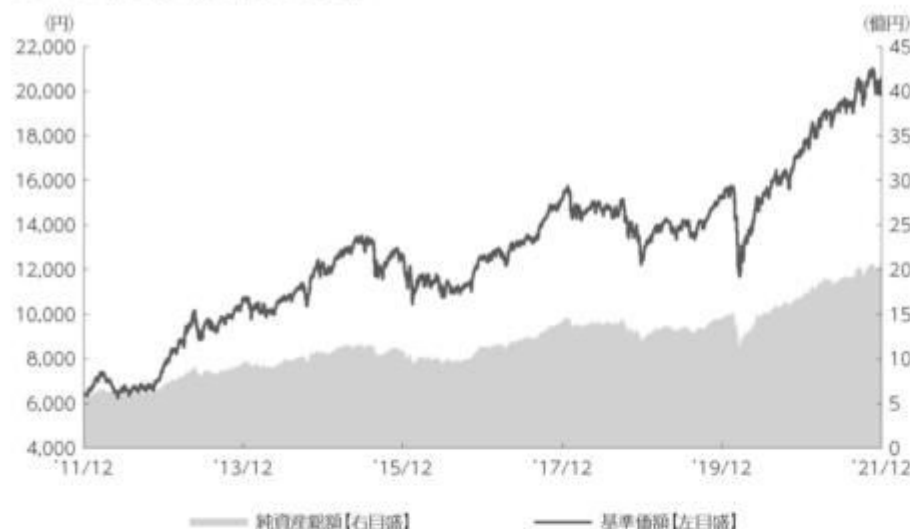


・収益率は基準価額で計算

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

三菱UFJ ライフプラン 75

■基準価額・純資産の推移 2011年12月30日～2021年12月30日



・基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	20,485円
純資産総額	20.5億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2021年12月	0円
2020年12月	0円
2019年12月	0円
2018年12月	0円
2017年12月	0円
2016年12月	0円
設定来累計	100円

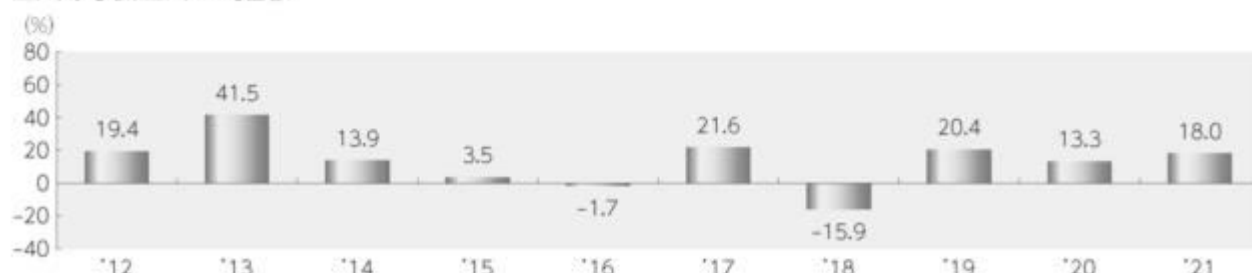
・分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

資産別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種類	業種／種別	国・地域	比率
国内株式	46.3%	1 円	65.9%	ソニーグループ	株式	電気機器	日本	2.6%
国内債券	12.9%	2 アメリカドル	25.0%	日本製鉄	株式	鉄鋼	日本	2.0%
外国株式	31.0%	3 ユーロ	5.1%	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	日本	2.0%
外国債券	2.7%	4 イギリスポンド	0.9%	第一三共	株式	医薬品	日本	1.5%
		5 カナダドル	0.8%	リクルートホールディングス	株式	サービス業	日本	1.5%
		6 オーストラリアドル	0.7%	第363回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.3%
		7 香港ドル	0.4%	第360回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.3%
		8 スイスフラン	0.4%	2 T-NOTE 221031	債券	国債	アメリカ	0.3%
コールローン他 (負債控除後)	7.1%	9 スウェーデンクローネ	0.3%	第67回利付国債(30年)	債券	国債	日本	0.2%
合計	100.0%	10 ニュージーランドドル	0.2%	第354回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.2%

- ・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- ・国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- ・「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間収益率の推移



・収益率は基準価額で計算

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては、１円以上１円単位

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

申込価額（発行価格）×2.2%（税抜 2%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては、申込手数料はかかりません。スイッチングの際には申込手数料はかかりません。

申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後３時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては上記と異なる取扱いをしている場合があります。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

販売会社が定める単位（ただし、１万口を上回らないものとします。）

確定拠出年金制度を利用する場合の解約請求については、１口単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

信託財産留保額

ありません。

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して５営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後３時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

確定拠出年金制度を利用する場合の解約請求については上記と異なる取扱いをしている場合があります。

解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上１万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入

有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限（2000年8月11日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

毎年12月16日から翌年12月15日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（１ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から１年とします。ただし双方から契約満了日の３ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに１年間延長するものとし、その後も同様とします。

運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から１０年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和2年12月16日から令和3年12月15日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【三菱ＵＦＪ ライフプラン ２５】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第21期 [令和 2年12月15日現在]	第22期 [令和 3年12月15日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	59,702,179	68,501,381
親投資信託受益証券	1,078,835,007	1,108,400,509
未収入金	1,826,914	2,020,483
流動資産合計	1,140,364,100	1,178,922,373
資産合計	1,140,364,100	1,178,922,373
負債の部		
流動負債		
未払解約金	156,961	1,084,120
未払受託者報酬	479,326	510,965
未払委託者報酬	4,913,041	5,237,294
未払利息	42	35
その他未払費用	21,515	22,928
流動負債合計	5,570,885	6,855,342
負債合計	5,570,885	6,855,342
純資産の部		
元本等		
元本	734,266,833	714,844,627
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	400,526,382	457,222,404
（分配準備積立金）	214,264,804	244,801,952
元本等合計	1,134,793,215	1,172,067,031
純資産合計	1,134,793,215	1,172,067,031
負債純資産合計	1,140,364,100	1,178,922,373

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第21期 自 令和 1年12月17日 至 令和 2年12月15日	第22期 自 令和 2年12月16日 至 令和 3年12月15日
営業収益		
受取利息	297	127
有価証券売買等損益	58,817,186	79,262,777
営業収益合計	58,817,483	79,262,904
営業費用		
支払利息	18,981	10,864
受託者報酬	924,495	1,014,875
委託者報酬	9,475,967	10,402,289
その他費用	41,482	45,542
営業費用合計	10,460,925	11,473,570
営業利益又は営業損失（ ）	48,356,558	67,789,334
経常利益又は経常損失（ ）	48,356,558	67,789,334
当期純利益又は当期純損失（ ）	48,356,558	67,789,334
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,058,184	6,012,421
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	332,255,555	400,526,382
剰余金増加額又は欠損金減少額	57,745,188	56,961,524
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	57,745,188	56,961,524
剰余金減少額又は欠損金増加額	38,889,103	62,042,415
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	38,889,103	62,042,415
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	400,526,382	457,222,404

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第21期 [令和 2年12月15日現在]	第22期 [令和 3年12月15日現在]
１．期首元本額	694,828,316円	734,266,833円
期中追加設定元本額	120,932,293円	93,850,974円
期中一部解約元本額	81,493,776円	113,273,180円
２．受益権の総数	734,266,833口	714,844,627口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第21期 自 令和 1年12月17日 至 令和 2年12月15日	第22期 自 令和 2年12月16日 至 令和 3年12月15日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>9,736,616円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>39,678,126円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>246,175,401円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>164,850,062円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>460,440,205円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>734,266,833口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>6,270円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>—円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	9,736,616円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	39,678,126円	収益調整金額	C	246,175,401円	分配準備積立金額	D	164,850,062円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	460,440,205円	当ファンドの期末残存口数	F	734,266,833口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,270円	1万口当たり分配金額	H	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>9,989,685円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>51,787,228円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>265,340,173円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>183,025,039円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>510,142,125円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>714,844,627口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>7,136円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>—円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	9,989,685円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	51,787,228円	収益調整金額	C	265,340,173円	分配準備積立金額	D	183,025,039円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	510,142,125円	当ファンドの期末残存口数	F	714,844,627口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,136円	1万口当たり分配金額	H	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	9,736,616円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	39,678,126円																																																											
収益調整金額	C	246,175,401円																																																											
分配準備積立金額	D	164,850,062円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	460,440,205円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	734,266,833口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,270円																																																											
1万口当たり分配金額	H	—円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	9,989,685円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	51,787,228円																																																											
収益調整金額	C	265,340,173円																																																											
分配準備積立金額	D	183,025,039円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	510,142,125円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	714,844,627口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,136円																																																											
1万口当たり分配金額	H	—円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円																																																											

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区分	第21期 自 令和 1年12月17日 至 令和 2年12月15日	第22期 自 令和 2年12月16日 至 令和 3年12月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	第21期 [令和 2年12月15日現在]	第22期 [令和 3年12月15日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左

区分	第21期 [令和 2年12月15日現在]	第22期 [令和 3年12月15日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第21期 [令和 2年12月15日現在]	第22期 [令和 3年12月15日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	52,984,517	56,232,996
合計	52,984,517	56,232,996

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第21期 [令和 2年12月15日現在]	第22期 [令和 3年12月15日現在]
1口当たり純資産額	1.5455円	1.6396円
(1万口当たり純資産額)	(15,455円)	(16,396円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益 証券	三菱ＵＦＪ 国内株式アクティブマザーファンド	103,582,189	203,829,031	
	三菱ＵＦＪ 国内債券アクティブマザーファンド	461,736,852	680,230,730	
	三菱ＵＦＪ 海外株式アクティブマザーファンド	33,827,698	132,753,418	
	三菱ＵＦＪ 海外債券アクティブマザーファンド	27,213,588	91,587,330	
合計		626,360,327	1,108,400,509	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ ライフプラン ５０】

(１) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第21期 [令和 2年12月15日現在]	第22期 [令和 3年12月15日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	122,622,775	152,062,446
親投資信託受益証券	2,202,611,148	2,413,342,080
未収入金	3,839,029	3,920,287
流動資産合計	2,329,072,952	2,569,324,813
資産合計	2,329,072,952	2,569,324,813
負債の部		
流動負債		
未払解約金	10,331	2,064,318
未払受託者報酬	960,365	1,112,007
未払委託者報酬	12,244,532	14,177,999
未払利息	86	78
その他未払費用	43,148	49,979
流動負債合計	13,258,462	17,404,381
負債合計	13,258,462	17,404,381
純資産の部		
元本等		
元本	1,370,503,544	1,348,921,509
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	945,310,946	1,202,998,923
(分配準備積立金)	654,908,274	821,702,073
元本等合計	2,315,814,490	2,551,920,432
純資産合計	2,315,814,490	2,551,920,432
負債純資産合計	2,329,072,952	2,569,324,813

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第21期 自 令和 1年12月17日 至 令和 2年12月15日	第22期 自 令和 2年12月16日 至 令和 3年12月15日
営業収益		
受取利息	530	258
有価証券売買等損益	214,447,869	304,308,470
営業収益合計	214,448,399	304,308,728
営業費用		
支払利息	37,246	23,536
受託者報酬	1,829,486	2,175,136
委託者報酬	23,325,756	27,732,856
その他費用	82,196	97,761
営業費用合計	25,274,684	30,029,289
営業利益又は営業損失（ ）	189,173,715	274,279,439
経常利益又は経常損失（ ）	189,173,715	274,279,439
当期純利益又は当期純損失（ ）	189,173,715	274,279,439
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	3,049,232	22,864,510
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	729,387,680	945,310,946
剰余金増加額又は欠損金減少額	107,119,965	136,612,299
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	107,119,965	136,612,299
剰余金減少額又は欠損金増加額	83,419,646	130,339,251
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	83,419,646	130,339,251
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	945,310,946	1,202,998,923

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第21期 [令和 2年12月15日現在]	第22期 [令和 3年12月15日現在]
１．期首元本額	1,328,032,265円	1,370,503,544円
期中追加設定元本額	194,778,084円	165,959,004円
期中一部解約元本額	152,306,805円	187,541,039円
２．受益権の総数	1,370,503,544口	1,348,921,509口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第21期 自 令和 1年12月17日 至 令和 2年12月15日	第22期 自 令和 2年12月16日 至 令和 3年12月15日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>24,633,864円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>167,589,083円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>555,192,222円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>462,685,327円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>1,210,100,496円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>1,370,503,544口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>8,829円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>—円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	24,633,864円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	167,589,083円	収益調整金額	C	555,192,222円	分配準備積立金額	D	462,685,327円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,210,100,496円	当ファンドの期末残存口数	F	1,370,503,544口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,829円	1万口当たり分配金額	H	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>27,041,105円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>224,373,824円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>621,053,349円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>570,287,144円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>1,442,755,422円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>1,348,921,509口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>10,695円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>—円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	27,041,105円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	224,373,824円	収益調整金額	C	621,053,349円	分配準備積立金額	D	570,287,144円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,442,755,422円	当ファンドの期末残存口数	F	1,348,921,509口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,695円	1万口当たり分配金額	H	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	24,633,864円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	167,589,083円																																																											
収益調整金額	C	555,192,222円																																																											
分配準備積立金額	D	462,685,327円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,210,100,496円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1,370,503,544口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,829円																																																											
1万口当たり分配金額	H	—円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	27,041,105円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	224,373,824円																																																											
収益調整金額	C	621,053,349円																																																											
分配準備積立金額	D	570,287,144円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,442,755,422円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1,348,921,509口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,695円																																																											
1万口当たり分配金額	H	—円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円																																																											

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第21期 自 令和 1年12月17日 至 令和 2年12月15日	第22期 自 令和 2年12月16日 至 令和 3年12月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第21期 [令和 2年12月15日現在]	第22期 [令和 3年12月15日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左

区分	第21期 [令和 2年12月15日現在]	第22期 [令和 3年12月15日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第21期 [令和 2年12月15日現在]	第22期 [令和 3年12月15日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	198,114,066	229,306,036
合計	198,114,066	229,306,036

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第21期 [令和 2年12月15日現在]	第22期 [令和 3年12月15日現在]
1口当たり純資産額	1.6898円	1.8918円
(1万口当たり純資産額)	(16,898円)	(18,918円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益 証券	三菱ＵＦＪ 国内株式アクティブマザーファンド	423,745,233	833,845,869	
	三菱ＵＦＪ 国内債券アクティブマザーファンド	571,662,994	842,173,922	
	三菱ＵＦＪ 海外株式アクティブマザーファンド	137,273,171	538,714,832	
	三菱ＵＦＪ 海外債券アクティブマザーファンド	59,012,764	198,607,457	
合計		1,191,694,162	2,413,342,080	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ ライフプラン ７５】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第21期 [令和 2年12月15日現在]	第22期 [令和 3年12月15日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	90,227,783	125,875,260
親投資信託受益証券	1,585,931,876	1,898,747,572
未収入金	2,306,532	379,778
流動資産合計	1,678,466,191	2,025,002,610
資産合計	1,678,466,191	2,025,002,610
負債の部		
流動負債		
未払解約金	10,115	3,060,245
未払受託者報酬	687,109	864,010
未払委託者報酬	10,478,403	13,176,075
未払利息	63	64
その他未払費用	30,859	38,814
流動負債合計	11,206,549	17,139,208
負債合計	11,206,549	17,139,208
純資産の部		
元本等		
元本	974,179,712	994,989,427
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	693,079,930	1,012,873,975
（分配準備積立金）	497,384,751	672,840,191
元本等合計	1,667,259,642	2,007,863,402
純資産合計	1,667,259,642	2,007,863,402
負債純資産合計	1,678,466,191	2,025,002,610

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第21期 自 令和 1年12月17日 至 令和 2年12月15日	第22期 自 令和 2年12月16日 至 令和 3年12月15日
営業収益		
受取利息	371	206
有価証券売買等損益	214,801,072	326,556,412
営業収益合計	214,801,443	326,556,618
営業費用		
支払利息	26,782	18,293
受託者報酬	1,290,989	1,654,406
委託者報酬	19,687,570	25,229,571
その他費用	57,972	74,321
営業費用合計	21,063,313	26,976,591
営業利益又は営業損失（ ）	193,738,130	299,580,027
経常利益又は経常損失（ ）	193,738,130	299,580,027
当期純利益又は当期純損失（ ）	193,738,130	299,580,027
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,543,148	35,721,716
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	490,023,586	693,079,930
剰余金増加額又は欠損金減少額	113,944,844	195,299,085
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	113,944,844	195,299,085
剰余金減少額又は欠損金増加額	102,083,482	139,363,351
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	102,083,482	139,363,351
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	693,079,930	1,012,873,975

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第21期 [令和 2年12月15日現在]	第22期 [令和 3年12月15日現在]
１．期首元本額	951,731,523円	974,179,712円
期中追加設定元本額	222,372,532円	212,741,298円
期中一部解約元本額	199,924,343円	191,931,583円
２．受益権の総数	974,179,712口	994,989,427口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第21期 自 令和 1年12月17日 至 令和 2年12月15日	第22期 自 令和 2年12月16日 至 令和 3年12月15日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>19,747,886円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>171,447,096円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>476,821,572円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>306,189,769円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>974,206,323円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>974,179,712口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>—円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	19,747,886円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	171,447,096円	収益調整金額	C	476,821,572円	分配準備積立金額	D	306,189,769円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	974,206,323円	当ファンドの期末残存口数	F	974,179,712口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,000円	1万口当たり分配金額	H	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>23,506,081円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>240,352,230円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>586,463,745円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>408,981,880円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>1,259,303,936円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>994,989,427口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>12,656円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>—円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	23,506,081円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	240,352,230円	収益調整金額	C	586,463,745円	分配準備積立金額	D	408,981,880円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,259,303,936円	当ファンドの期末残存口数	F	994,989,427口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	12,656円	1万口当たり分配金額	H	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	19,747,886円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	171,447,096円																																																											
収益調整金額	C	476,821,572円																																																											
分配準備積立金額	D	306,189,769円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	974,206,323円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	974,179,712口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,000円																																																											
1万口当たり分配金額	H	—円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	23,506,081円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	240,352,230円																																																											
収益調整金額	C	586,463,745円																																																											
分配準備積立金額	D	408,981,880円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,259,303,936円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	994,989,427口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	12,656円																																																											
1万口当たり分配金額	H	—円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円																																																											

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第21期 自 令和 1年12月17日 至 令和 2年12月15日	第22期 自 令和 2年12月16日 至 令和 3年12月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第21期 [令和 2年12月15日現在]	第22期 [令和 3年12月15日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左

区分	第21期 [令和 2年12月15日現在]	第22期 [令和 3年12月15日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第21期 [令和 2年12月15日現在]	第22期 [令和 3年12月15日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	204,249,977	255,016,151
合計	204,249,977	255,016,151

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第21期 [令和 2年12月15日現在]	第22期 [令和 3年12月15日現在]
1口当たり純資産額	1.7114円	2.0180円
(1万口当たり純資産額)	(17,114円)	(20,180円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 国内株式アクティブマザーファンド	488,578,591	961,424,951	
	三菱ＵＦＪ 国内債券アクティブマザーファンド	178,164,574	262,472,050	
	三菱ＵＦＪ 海外株式アクティブマザーファンド	157,764,158	619,129,661	
	三菱ＵＦＪ 海外債券アクティブマザーファンド	16,556,503	55,720,910	
合 計		841,063,826	1,898,747,572	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

三菱ＵＦＪ 国内株式アクティブマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[令和 3年12月15日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	118,596,724
株式	7,637,867,230
未収入金	50,922,631
未収配当金	723,400
流動資産合計	7,808,109,985
資産合計	7,808,109,985
負債の部	
流動負債	
未払金	22,545,798

[令和 3年12月15日現在]

未払解約金	21,601,399
未払利息	60
流動負債合計	44,147,257
負債合計	44,147,257
純資産の部	
元本等	
元本	3,945,442,056
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	3,818,520,672
元本等合計	7,763,962,728
純資産合計	7,763,962,728
負債純資産合計	7,808,109,985

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
--------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 3年12月15日現在]
1. 期首	令和 2年12月16日
期首元本額	4,785,265,974円
期中追加設定元本額	858,017,300円
期中一部解約元本額	1,697,841,218円
元本の内訳	
三菱ＵＦＪ 日本株式オープン	907,685,837円
三菱ＵＦＪ 日本バランスオープン 株式２０型	289,704,277円
三菱ＵＦＪ 日本バランスオープン 株式４０型	715,317,002円
三菱ＵＦＪ ライフプラン ２５	103,582,189円
三菱ＵＦＪ ライフプラン ５０	423,745,233円
三菱ＵＦＪ ライフプラン ７５	488,578,591円
三菱ＵＦＪ 日本株式オープンＶＡ（適格機関投資家限定）	250,247,649円
三菱ＵＦＪ ライフプラン ５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	137,784,101円
三菱ＵＦＪ 世界バランスファンド ２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	15,264,584円
三菱ＵＦＪ 世界バランスファンド ５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	170,589,681円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定型）	26,582,254円

	[令和 3年12月15日現在]
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定成長型）	26,924,434円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（成長型）	19,851,740円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（積極型）	42,961,749円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド ２０３０	3,827,399円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド ２０４０	5,219,460円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>ライフ・バランスファンド（安定型）	24,468,223円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>ライフ・バランスファンド（安定成長型）	74,604,664円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>ライフ・バランスファンド（成長型）	53,079,128円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>ライフ・バランスファンド（積極型）	65,419,113円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>ターゲット・イヤー ファンド ２０３０	40,069,608円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>ターゲット・イヤー ファンド ２０４０	59,935,140円
合計	3,945,442,056円
２．受益権の総数	3,945,442,056口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 2年12月16日 至 令和 3年12月15日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
３．金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 3年12月15日現在]
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。

区分	[令和 3年12月15日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[令和 3年12月15日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	358,848,289
合計	358,848,289

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[令和 3年12月15日現在]
1口当たり純資産額	1.9678円
(1万口当たり純資産額)	(19,678円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

	銘 柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
1407	ウエストホールディングス	19,300	6,090.00	117,537,000	
1951	エクシオグループ	31,900	2,474.00	78,920,600	
2802	味の素	53,000	3,515.00	186,295,000	
2875	東洋水産	16,000	4,910.00	78,560,000	
3407	旭化成	53,900	1,098.00	59,182,200	
4046	大阪ソーダ	7,800	2,909.00	22,690,200	
4063	信越化学工業	9,100	19,725.00	179,497,500	
4185	ＪＳＲ	39,600	4,405.00	174,438,000	
4403	日油	31,000	5,860.00	181,660,000	
4901	富士フイルムホールディングス	2,900	8,515.00	24,693,500	
4927	ポーラ・オルビスホールディングス	39,000	2,036.00	79,404,000	
4970	東洋合成工業	6,400	16,810.00	107,584,000	
4985	アース製薬	8,700	6,320.00	54,984,000	
4151	協和キリン	32,800	3,200.00	104,960,000	
4523	エーザイ	13,100	6,943.00	90,953,300	
4568	第一三共	88,100	2,815.00	248,001,500	
5301	東海カーボン	77,400	1,199.00	92,802,600	
5401	日本製鉄	175,100	1,888.00	330,588,800	
5713	住友金属鉱山	14,400	4,407.00	63,460,800	
5938	ＬＩＸＩＬ	37,000	3,145.00	116,365,000	
6113	アマダ	44,600	1,145.00	51,067,000	
6490	日本ビラー工業	17,800	3,295.00	58,651,000	
4062	イビデン	20,000	6,790.00	135,800,000	
6501	日立製作所	34,700	6,242.00	216,597,400	
6502	東芝	33,800	4,645.00	157,001,000	
6590	芝浦メカトロニクス	13,200	8,420.00	111,144,000	
6652	ＩＤＥＣ	38,200	2,711.00	103,560,200	
6702	富士通	7,900	19,890.00	157,131,000	
6723	ルネサスエレクトロニクス	162,000	1,423.00	230,526,000	
6758	ソニーグループ	30,200	14,000.00	422,800,000	
6967	新光電気工業	28,600	5,420.00	155,012,000	
6981	村田製作所	4,500	9,185.00	41,332,500	
8035	東京エレクトロン	1,300	61,370.00	79,781,000	
7203	トヨタ自動車	155,100	2,118.50	328,579,350	
7731	ニコン	98,200	1,201.00	117,938,200	
7911	凸版印刷	60,200	1,990.00	119,798,000	
7912	大日本印刷	15,000	2,826.00	42,390,000	
9068	丸全昭和運輸	11,300	3,270.00	36,951,000	
9069	センコーグループホールディングス	37,900	930.00	35,247,000	

9201	日本航空	32,800	2,129.00	69,831,200	
9303	住友倉庫	22,900	1,920.00	43,968,000	
2327	日鉄ソリューションズ	36,800	3,605.00	132,664,000	
3635	コーエーテクモホールディングス	1,100	4,760.00	5,236,000	
4071	プラスアルファ・コンサルティング	36,300	3,255.00	118,156,500	
4689	Zホールディングス	148,600	690.00	102,534,000	
4812	電通国際情報サービス	20,700	3,640.00	75,348,000	
7518	ネットワンシステムズ	25,400	3,250.00	82,550,000	
9984	ソフトバンクグループ	24,800	5,620.00	139,376,000	
2768	双日	52,100	1,680.00	87,528,000	
8001	伊藤忠商事	24,700	3,443.00	85,042,100	
8058	三菱商事	32,700	3,604.00	117,850,800	
2670	エービーシー・マート	7,700	5,170.00	39,809,000	
3186	ネクステージ	35,200	2,441.00	85,923,200	
3382	セブン&アイ・ホールディングス	16,600	4,986.00	82,767,600	
3563	FOOD & LIFE COMPANIE	17,900	4,355.00	77,954,500	
8306	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	265,900	637.20	169,431,480	
8316	三井住友フィナンシャルグループ	34,100	3,920.00	133,672,000	
8473	SBIホールディングス	15,700	3,130.00	49,141,000	
8750	第一生命ホールディングス	59,600	2,469.00	147,152,400	
8766	東京海上ホールディングス	24,000	6,340.00	152,160,000	
8795	T&Dホールディングス	56,500	1,483.00	83,789,500	
8591	オリックス	53,600	2,307.00	123,655,200	
4755	楽天グループ	116,400	1,126.00	131,066,400	
6098	リクルートホールディングス	35,100	6,832.00	239,803,200	
7096	ステムセル研究所	15,100	4,475.00	67,572,500	
合 計		2,783,300		7,637,867,230	

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

三菱ＵＦＪ 国内債券アクティブマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和 3年12月15日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	325,337,206
国債証券	8,299,499,500
社債券	5,311,238,000
未収利息	28,709,194
前払費用	884,517
流動資産合計	13,965,668,417
資産合計	13,965,668,417
負債の部	
流動負債	
未払金	100,000,000
未払解約金	13,539,960
未払利息	167
流動負債合計	113,540,127
負債合計	113,540,127
純資産の部	
元本等	
元本	9,403,014,195
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	4,449,114,095
元本等合計	13,852,128,290
純資産合計	13,852,128,290
負債純資産合計	13,965,668,417

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和 3年12月15日現在]
1. 期首	令和 2年12月16日
期首元本額	8,106,407,334円
期中追加設定元本額	2,806,428,680円
期中一部解約元本額	1,509,821,819円

	[令和 3年12月15日現在]
元本の内訳	
国内債券通貨プラス	690,604,289円
国内債券セレクション（ラップ向け）	4,931,181,348円
三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定型）	119,442,286円
三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定成長型）	140,938,640円
三菱ＵＦＪ 日本バランスオープン 株式２０型	562,010,755円
三菱ＵＦＪ 日本バランスオープン 株式４０型	546,683,102円
三菱ＵＦＪ ライフプラン ２５	461,736,852円
三菱ＵＦＪ ライフプラン ５０	571,662,994円
三菱ＵＦＪ ライフプラン ７５	178,164,574円
三菱ＵＦＪ ライフプラン ５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	185,906,611円
三菱ＵＦＪ 世界バランスファンド ２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	24,246,982円
三菱ＵＦＪ 世界バランスファンド ５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	90,232,678円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定型）	103,688,149円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定成長型）	51,714,053円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（成長型）	25,058,717円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（積極型）	40,244,996円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド ２０３０	15,424,300円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド ２０４０	10,849,500円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>ライフ・バランスファンド（安定型）	95,441,898円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>ライフ・バランスファンド（安定成長型）	143,292,210円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>ライフ・バランスファンド（成長型）	67,016,601円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>ライフ・バランスファンド（積極型）	61,287,446円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>ターゲット・イヤー ファンド ２０３０	161,532,490円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>ターゲット・イヤー ファンド ２０４０	124,652,724円
合計	9,403,014,195円
２．受益権の総数	9,403,014,195口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 2年12月16日 至 令和 3年12月15日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。

区分	自 令和 2年12月16日 至 令和 3年12月15日
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 3年12月15日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[令和 3年12月15日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	11,241,600
社債券	6,618,000
合計	17,859,600

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[令和 3年12月15日現在]
1口当たり純資産額	1.4732円
(1万口当たり純資産額)	(14,732円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第１４９回利付国債（５年）	100,000,000	100,502,000	
	第５回利付国債（４０年）	70,000,000	95,462,500	
	第７回利付国債（４０年）	70,000,000	90,810,300	
	第１０回利付国債（４０年）	80,000,000	85,491,200	
	第１１回利付国債（４０年）	70,000,000	72,654,400	
	第１４回利付国債（４０年）	80,000,000	79,876,800	
	第３５３回利付国債（１０年）	100,000,000	101,412,000	
	第３５４回利付国債（１０年）	230,000,000	233,362,600	
	第３５６回利付国債（１０年）	80,000,000	81,124,000	
	第３５７回利付国債（１０年）	80,000,000	81,095,200	
	第３５９回利付国債（１０年）	50,000,000	50,619,000	
	第３６０回利付国債（１０年）	290,000,000	293,311,800	
	第３６１回利付国債（１０年）	110,000,000	111,091,200	
	第３６３回利付国債（１０年）	330,000,000	332,187,900	
	第２３回利付国債（３０年）	40,000,000	52,860,400	
	第２６回利付国債（３０年）	50,000,000	65,896,000	
	第２８回利付国債（３０年）	20,000,000	26,904,000	
	第３０回利付国債（３０年）	60,000,000	79,428,600	

第 3 1 回利付国債（ 3 0 年）	30,000,000	39,346,500	
第 3 2 回利付国債（ 3 0 年）	50,000,000	66,674,500	
第 3 3 回利付国債（ 3 0 年）	50,000,000	64,241,500	
第 3 4 回利付国債（ 3 0 年）	70,000,000	92,777,300	
第 3 6 回利付国債（ 3 0 年）	80,000,000	103,791,200	
第 3 7 回利付国債（ 3 0 年）	40,000,000	51,256,000	
第 3 8 回利付国債（ 3 0 年）	20,000,000	25,312,000	
第 3 9 回利付国債（ 3 0 年）	70,000,000	90,170,500	
第 4 2 回利付国債（ 3 0 年）	70,000,000	87,701,600	
第 4 4 回利付国債（ 3 0 年）	20,000,000	25,109,800	
第 4 5 回利付国債（ 3 0 年）	30,000,000	36,416,400	
第 4 6 回利付国債（ 3 0 年）	90,000,000	109,320,300	
第 4 7 回利付国債（ 3 0 年）	20,000,000	24,758,200	
第 4 9 回利付国債（ 3 0 年）	40,000,000	47,768,400	
第 5 0 回利付国債（ 3 0 年）	80,000,000	84,642,400	
第 5 3 回利付国債（ 3 0 年）	40,000,000	40,350,800	
第 5 4 回利付国債（ 3 0 年）	110,000,000	115,969,700	
第 5 8 回利付国債（ 3 0 年）	160,000,000	167,828,800	
第 6 0 回利付国債（ 3 0 年）	140,000,000	149,857,400	
第 6 1 回利付国債（ 3 0 年）	120,000,000	122,361,600	
第 6 7 回利付国債（ 3 0 年）	230,000,000	226,959,400	
第 6 9 回利付国債（ 3 0 年）	50,000,000	50,672,000	
第 7 2 回利付国債（ 3 0 年）	50,000,000	50,497,500	
第 1 1 1 回利付国債（ 2 0 年）	60,000,000	70,361,400	
第 1 1 3 回利付国債（ 2 0 年）	50,000,000	58,490,000	
第 1 1 4 回利付国債（ 2 0 年）	50,000,000	58,740,500	
第 1 1 6 回利付国債（ 2 0 年）	70,000,000	83,093,500	
第 1 1 8 回利付国債（ 2 0 年）	60,000,000	70,481,400	
第 1 2 1 回利付国債（ 2 0 年）	60,000,000	70,172,400	
第 1 2 3 回利付国債（ 2 0 年）	110,000,000	130,933,000	
第 1 2 5 回利付国債（ 2 0 年）	130,000,000	156,331,500	
第 1 2 8 回利付国債（ 2 0 年）	130,000,000	153,124,400	
第 1 3 0 回利付国債（ 2 0 年）	150,000,000	175,669,500	
第 1 3 2 回利付国債（ 2 0 年）	90,000,000	104,739,300	
第 1 3 6 回利付国債（ 2 0 年）	180,000,000	208,047,600	
第 1 3 7 回利付国債（ 2 0 年）	30,000,000	35,064,900	
第 1 4 0 回利付国債（ 2 0 年）	60,000,000	70,296,000	
第 1 4 1 回利付国債（ 2 0 年）	60,000,000	70,455,000	
第 1 4 3 回利付国債（ 2 0 年）	100,000,000	116,568,000	
第 1 4 5 回利付国債（ 2 0 年）	60,000,000	70,762,200	
第 1 4 6 回利付国債（ 2 0 年）	130,000,000	153,732,800	
第 1 4 7 回利付国債（ 2 0 年）	80,000,000	93,852,000	

	第１４８回利付国債（２０年）	60,000,000	69,790,800	
	第１４９回利付国債（２０年）	110,000,000	128,155,500	
	第１５０回利付国債（２０年）	120,000,000	138,522,000	
	第１５２回利付国債（２０年）	140,000,000	158,387,600	
	第１５３回利付国債（２０年）	200,000,000	229,088,000	
	第１５４回利付国債（２０年）	110,000,000	124,648,700	
	第１５５回利付国債（２０年）	150,000,000	166,014,000	
	第１５７回利付国債（２０年）	140,000,000	139,116,600	
	第１５８回利付国債（２０年）	80,000,000	82,847,200	
	第１５９回利付国債（２０年）	120,000,000	125,894,400	
	第１６０回利付国債（２０年）	80,000,000	85,103,200	
	第１６２回利付国債（２０年）	180,000,000	188,409,600	
	第１６４回利付国債（２０年）	170,000,000	174,863,700	
	第１６６回利付国債（２０年）	140,000,000	148,226,400	
	第１６７回利付国債（２０年）	80,000,000	81,992,000	
	第１６９回利付国債（２０年）	150,000,000	148,150,500	
	第１７２回利付国債（２０年）	120,000,000	120,000,000	
	第１７６回利付国債（２０年）	130,000,000	131,500,200	
国債証券 合計		7,510,000,000	8,299,499,500	
社債券	第２３回フランス相互信用連合銀行	100,000,000	99,986,000	
	第３５回フランス相互信用連合銀行	100,000,000	100,107,000	
	第９回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー期限前償還条項付	100,000,000	100,000,000	
	第３回香港上海銀行	100,000,000	99,607,000	
	第３回マラヤン・バンキング（２０１９）	200,000,000	200,056,000	
	第６回マラヤン・バンキング	200,000,000	199,718,000	
	第１回パークレイズ・ピーエルシー期限前償還条項付	100,000,000	101,465,000	
	第３回ソシエテ ジェネラル円貨社債（２０１８）	100,000,000	100,544,000	
	UBS GROUP FUNDING（SWITZERLAND）	100,000,000	100,301,000	
	第１４回セブン＆アイ・ホールディングス	100,000,000	100,265,000	
	第１６回Ｚホールディングス	100,000,000	100,935,000	
	第１９回Ｚホールディングス	100,000,000	99,892,000	
	第１５回楽天グループ	100,000,000	99,989,000	
	第５０回日本電気	100,000,000	100,085,000	
	第３４回ソニー	100,000,000	100,056,000	
	第４３回ＩＨＩ	100,000,000	99,666,000	
	第４７回ＩＨＩ	100,000,000	100,115,000	
	第９回三井住友トラスト・パナソニックファイナンス	100,000,000	100,176,000	
	第１回明治安田生命２０１８基金	100,000,000	100,116,000	
	第１回日本生命２０１９基金	100,000,000	100,081,000	
	第１回明治安田生命２０１９基金	100,000,000	100,029,000	

第１回楽天カード	100,000,000	99,877,000	
第１回日本生命２０２１基金劣後特約付	100,000,000	100,006,000	
第３５回丸井グループ	100,000,000	99,834,000	
第２７回あおぞら銀行	100,000,000	100,062,000	
第１３回三井住友トラスト・ホールディングス期限前償還条項付	100,000,000	99,984,000	
第１８回みずほフィナンシャルグループ期限前償還条項付	100,000,000	100,042,000	
第１６回エヌ・ティ・ティ・ファイナンス	100,000,000	100,325,000	
第１４回ＳＢＩホールディングス	200,000,000	200,484,000	
第１９回ＳＢＩホールディングス	100,000,000	100,044,000	
第２３回ＳＢＩホールディングス	100,000,000	100,331,000	
第７回イオンフィナンシャルサービス	100,000,000	99,963,000	
第１１回イオンフィナンシャルサービス	100,000,000	100,051,000	
第１６回イオンフィナンシャルサービス	200,000,000	199,870,000	
第７５回アコム	100,000,000	100,192,000	
第７９回アコム	100,000,000	100,275,000	
第８１回アコム	100,000,000	99,749,000	
第３６回大和証券グループ本社	100,000,000	100,094,000	
第１回野村ホールディングス	100,000,000	100,078,000	
第２回野村ホールディングス	100,000,000	100,044,000	
第２回ソフトバンク	100,000,000	100,295,000	
第８回ソフトバンク	100,000,000	100,339,000	
第１１回ソフトバンク	100,000,000	100,094,000	
第５００回関西電力	100,000,000	101,376,000	
第１２回東京電力パワーグリッド	100,000,000	100,376,000	
第２７回東京電力パワーグリッド	100,000,000	101,089,000	
第３４回東京電力パワーグリッド	100,000,000	101,837,000	
第３８回東京電力パワーグリッド	100,000,000	101,321,000	
第１回東京電力リニューアブルパワー（グリーン）	100,000,000	100,017,000	
社債券 合計	5,300,000,000	5,311,238,000	
合計	12,810,000,000	13,610,737,500	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

三菱ＵＦＪ 海外株式アクティブマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[令和 3年12月15日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	62,036,849
コール・ローン	126,315,542
株式	5,487,741,986
投資証券	95,390,687
未収配当金	2,095,211
流動資産合計	5,773,580,275
資産合計	5,773,580,275
負債の部	
流動負債	
未払解約金	89,534
未払利息	64
流動負債合計	89,598
負債合計	89,598
純資産の部	
元本等	
元本	1,471,174,806
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	4,302,315,871
元本等合計	5,773,490,677
純資産合計	5,773,490,677
負債純資産合計	5,773,580,275

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 3年12月15日現在]
1. 期首	令和 2年12月16日
期首元本額	1,563,253,672円
期中追加設定元本額	379,003,770円
期中一部解約元本額	471,082,636円
元本の内訳	
外国株式アクティブファンドセレクション（ラップ専用）	88,285,755円
三菱ＵＦＪ ライフプラン 25	33,827,698円
三菱ＵＦＪ ライフプラン 50	137,273,171円
三菱ＵＦＪ ライフプラン 75	157,764,158円
三菱ＵＦＪ 海外株式オープン	536,284,588円
三菱ＵＦＪ 海外株式オープンＶＡ（適格機関投資家限定）	263,726,852円
三菱ＵＦＪ ライフプラン 50 ＶＡ（適格機関投資家限定）	44,635,342円
三菱ＵＦＪ 世界バランスファンド 25 ＶＡ（適格機関投資家限定）	7,382,267円
三菱ＵＦＪ 世界バランスファンド 50 ＶＡ（適格機関投資家限定）	82,390,456円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定型）	6,695,648円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定成長型）	6,703,028円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（成長型）	5,622,832円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（積極型）	13,271,107円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2030	1,017,330円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2040	1,258,286円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>ライフ・バランスファンド（安定型）	6,154,252円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>ライフ・バランスファンド（安定成長型）	18,575,287円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>ライフ・バランスファンド（成長型）	15,035,067円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>ライフ・バランスファンド（積極型）	20,206,090円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>ターゲット・イヤー ファンド 2030	10,647,463円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>ターゲット・イヤー ファンド 2040	14,418,129円
合計	1,471,174,806円
2. 受益権の総数	1,471,174,806口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 2年12月16日 至 令和 3年12月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

区分	自 令和 2年12月16日 至 令和 3年12月15日
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 3年12月15日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[令和 3年12月15日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	980,560,454
投資証券	23,442,229
合計	1,004,002,683

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[令和 3年12月15日現在]
1口当たり純資産額	3.9244円
(1万口当たり純資産額)	(39,244円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表
(1)株式

（単位：円）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	CHEVRON CORP	5,966	116.22	693,368.52	
	FREEMPORT-MCMORAN INC	5,463	37.96	207,375.48	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	2,033	342.76	696,831.08	
	VULCAN MATERIALS CO	5,305	204.14	1,082,962.70	
	CATERPILLAR INC	4,146	201.64	835,999.44	
	FORTIVE CORP	6,338	74.01	469,075.38	
	HEICO CORP-CLASS A	9,599	124.36	1,193,731.64	
	ROPER TECHNOLOGIES INC	2,324	466.29	1,083,657.96	
	COSTAR GROUP INC	13,750	77.26	1,062,325.00	
	TESLA INC	1,304	958.51	1,249,897.04	
	DR HORTON INC	7,380	104.74	772,981.20	
	AIRBNB INC-CLASS A	4,957	167.96	832,577.72	
	BOOKING HOLDINGS INC	129	2,124.93	274,115.97	

	ALPHABET INC-CL C	588	2,899.41	1,704,853.08	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	553	333.74	184,558.22	
	NETFLIX INC	843	597.99	504,105.57	
	AMAZON.COM INC	717	3,381.83	2,424,772.11	
	ULTA BEAUTY INC	969	389.65	377,570.85	
	COSTCO WHOLESALE CORP	1,103	545.34	601,510.02	
	ABIOMED INC	716	311.27	222,869.32	
	ALIGN TECHNOLOGY INC	517	605.73	313,162.41	
	INTUITIVE SURGICAL INC	3,240	328.24	1,063,497.60	
	TELADOC HEALTH INC	1,968	92.17	181,390.56	
	ABBVIE INC	3,370	127.29	428,967.30	
	MODERNA INC	1,245	277.16	345,064.20	
	ZOETIS INC	5,968	228.07	1,361,121.76	
	BANK OF AMERICA CORP	11,332	44.13	500,081.16	
	CITIGROUP INC	11,486	60.64	696,511.04	
	CITIZENS FINANCIAL GROUP	17,138	47.08	806,857.04	
	COMERICA INC	12,295	83.73	1,029,460.35	
	S&P GLOBAL INC	1,912	470.34	899,290.08	
	PROGRESSIVE CORP	5,133	97.14	498,619.62	
	ADOBE INC	694	614.86	426,712.84	
	AUTODESK INC	2,657	263.22	699,375.54	
	CADENCE DESIGN SYS INC	5,357	176.06	943,153.42	
	CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	2,500	198.71	496,775.00	
	MICROSOFT CORP	6,504	328.34	2,135,523.36	
	PAYPAL HOLDINGS INC	1,196	186.80	223,412.80	
	SALESFORCE.COM INC	5,037	255.59	1,287,406.83	
	VISA INC-CLASS A SHARES	4,163	209.98	874,146.74	
	WORKDAY INC-CLASS A	1,064	273.35	290,844.40	
	APPLE INC	9,388	174.33	1,636,610.04	
	T-MOBILE US INC	4,630	117.31	543,145.30	
	SEMPRA ENERGY	3,566	126.15	449,850.90	
	ADVANCED MICRO DEVICES	3,123	135.60	423,478.80	
	NVIDIA CORP	2,476	283.37	701,624.12	
	アメリカドル 小計	202,142		35,731,221.51 (4,066,213,007)	
カナダドル	MANULIFE FINANCIAL CORP	17,500	23.88	417,900.00	
	SHOPIFY INC - CLASS A	600	1,740.47	1,044,282.00	
	カナダドル 小計	18,100		1,462,182.00 (129,461,594)	
オーストラリア ドル	BHP GROUP LTD	10,663	41.28	440,168.64	
	IDP EDUCATION LTD	22,840	35.78	817,215.20	
		33,503		1,257,383.84	

オーストラリアドル 小計				(101,747,500)	
イギリスポンド	ASHTED GROUP PLC	6,935	60.04	416,377.40	
	HOWDEN JOINERY GROUP PLC	9,007	8.59	77,388.14	
	AUTO TRADER GROUP PLC	53,067	7.12	378,261.57	
イギリスポンド 小計		69,009		872,027.11	
				(131,318,562)	
スイスフラン	NESTLE SA-REG	2,748	124.02	340,806.96	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	600	365.45	219,270.00	
スイスフラン 小計		3,348		560,076.96	
				(69,007,082)	
香港ドル	TENCENT HOLDINGS LTD	7,100	459.80	3,264,580.00	
	AIA GROUP LTD	28,400	79.95	2,270,580.00	
香港ドル 小計		35,500		5,535,160.00	
				(80,757,984)	
ニュージーランドドル	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	15,184	32.80	498,035.20	
ニュージーランドドル 小計		15,184		498,035.20	
				(38,189,339)	
スウェーデンクローネ	SANDVIK AB	7,154	232.80	1,665,451.20	
	SWEDISH MATCH AB	25,599	70.36	1,801,145.64	
スウェーデンクローネ 小計		32,753		3,466,596.84	
				(43,159,130)	
デンマーククローネ	NOVO NORDISK A/S-B	2,696	743.00	2,003,128.00	
デンマーククローネ 小計		2,696		2,003,128.00	
				(34,533,926)	
ユーロ	NESTE OYJ	5,701	42.48	242,178.48	
	FERRARI NV	2,393	225.00	538,425.00	
	ADIDAS AG	964	248.65	239,698.60	
	HERMES INTERNATIONAL	380	1,560.00	592,800.00	
	SCOUT24 SE	3,850	60.00	231,000.00	
	HELLOFRESH SE	10,224	70.42	719,974.08	
	BEIERSDORF AG	1,854	91.80	170,197.20	
	L'OREAL	1,021	415.20	423,919.20	
	BNP PARIBAS	7,500	56.09	420,675.00	
	ADYEN NV	405	2,305.00	933,525.00	
	DASSAULT SYSTEMES SE	10,186	51.55	525,088.30	
	ASML HOLDING NV	1,739	661.00	1,149,479.00	
ユーロ 小計		46,217		6,186,959.86	
				(793,353,862)	
合 計		458,452		5,487,741,986	
				(5,487,741,986)	

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
アメリカドル	投資証券	SBA COMMUNICATIONS CORP	2,306	838,231.00	
アメリカドル合計			2,306	838,231.00 (95,390,687)	
合 計				95,390,687 (95,390,687)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 46銘柄	97.71%	—	72.83%
	投資証券 1銘柄	—	2.29%	1.71%
カナダドル	株式 2銘柄	100.00%	—	2.32%
オーストラリアドル	株式 2銘柄	100.00%	—	1.82%
イギリスポンド	株式 3銘柄	100.00%	—	2.35%
スイスフラン	株式 2銘柄	100.00%	—	1.24%
香港ドル	株式 2銘柄	100.00%	—	1.45%
ニュージーランドドル	株式 1銘柄	100.00%	—	0.68%
スウェーデンクローネ	株式 2銘柄	100.00%	—	0.77%
デンマーククローネ	株式 1銘柄	100.00%	—	0.62%
ユーロ	株式 12銘柄	100.00%	—	14.21%

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

貸借対照表

（単位：円）

[令和 3年12月15日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	1,023,820,732
コール・ローン	179,867,960
国債証券	43,723,174,630
特殊債券	1,877,146,271
社債券	595,001,934
派生商品評価勘定	354,553
未収入金	610,346,589
未収利息	194,035,171
前払費用	27,132,972
流動資産合計	48,230,880,812
資産合計	48,230,880,812
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	289,264
未払解約金	126,412,392
未払利息	92
流動負債合計	126,701,748
負債合計	126,701,748
純資産の部	
元本等	
元本	14,293,258,082
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	33,810,920,982
元本等合計	48,104,179,064
純資産合計	48,104,179,064
負債純資産合計	48,230,880,812

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 3年12月15日現在]
1. 期首	令和 2年12月16日
期首元本額	14,342,494,401円
期中追加設定元本額	1,440,394,320円
期中一部解約元本額	1,489,630,639円
元本の内訳	
三菱ＵＦＪ バランスインカムオープン（毎月決算型）	3,360,686,872円
三菱ＵＦＪ ＤＣ金利連動アロケーション型バランスファンド	580,848,266円
三菱ＵＦＪ ライフプラン 25	27,213,588円
三菱ＵＦＪ ライフプラン 50	59,012,764円
三菱ＵＦＪ ライフプラン 75	16,556,503円
三菱ＵＦＪ 海外債券オープン	4,407,904,948円
三菱ＵＦＪ 海外債券オープン（3ヵ月決算型）	3,591,685,232円
三菱ＵＦＪ ライフプラン 50VA（適格機関投資家限定）	19,188,450円
三菱ＵＦＪ 海外債券オープンVA（適格機関投資家限定）	56,752,042円
三菱ＵＦＪ 世界バランスファンド 25VA（適格機関投資家限定）	42,546,298円
三菱ＵＦＪ 世界バランスファンド 50VA（適格機関投資家限定）	158,435,812円
三菱ＵＦＪ国際 海外債券オープン（適格機関投資家限定）	1,826,520,234円
三菱ＵＦＪ グローバルバランス（積極型）	23,077,222円
三菱ＵＦＪ グローバルバランス（安定型）	16,125,206円
三菱ＵＦＪ グローバルバランスVA	1,145,334円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定型）	7,134,822円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定成長型）	4,844,087円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（成長型）	2,979,349円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（積極型）	2,593,632円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2030	1,080,877円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2040	954,982円
三菱ＵＦＪ <DC>ライフ・バランスファンド（安定型）	6,599,819円
三菱ＵＦＪ <DC>ライフ・バランスファンド（安定成長型）	13,398,089円
三菱ＵＦＪ <DC>ライフ・バランスファンド（成長型）	8,137,035円
三菱ＵＦＪ <DC>ライフ・バランスファンド（積極型）	3,917,855円
三菱ＵＦＪ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2030	11,240,568円
三菱ＵＦＪ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2040	10,835,450円
三菱ＵＦＪ <DC>グローバルバランス 20型	5,987,550円
三菱ＵＦＪ <DC>グローバルバランス 40型	11,009,369円
三菱ＵＦＪ <DC>グローバルバランス 60型	14,845,827円
合計	14,293,258,082円
2. 受益権の総数	14,293,258,082口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 2年12月16日 至 令和 3年12月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 3年12月15日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[令和 3年12月15日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	859,661,644
特殊債券	98,882,052
社債券	26,737,799
合計	985,281,495

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

[令和 3年12月15日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	454,835,847	—	455,190,400	354,553
	売建				
	ユーロ	454,835,847	—	455,125,111	289,264
合計		909,671,694	—	910,315,511	65,289

（注）時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- （イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- （ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[令和 3年12月15日現在]
1口当たり純資産額	3.3655円
(1万口当たり純資産額)	(33,655円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
アメリカドル	国債証券	0.125 T-NOTE 230915	6,000,000.00	5,949,609.37	
		1.125 T-NOTE 310215	8,000,000.00	7,811,875.00	
		1.25 T-BOND 500515	500,000.00	434,062.50	
		1.375 T-BOND 500815	1,000,000.00	895,546.87	
		1.625 T-NOTE 260215	19,000,000.00	19,336,953.12	
		1.75 T-NOTE 230515	31,000,000.00	31,548,554.67	
		1.875 T-BOND 510215	5,500,000.00	5,556,289.06	
		2 T-BOND 500215	500,000.00	518,554.68	
		2 T-NOTE 221031	40,000,000.00	40,610,937.48	
		2 T-NOTE 250815	19,000,000.00	19,608,593.75	
		2.25 T-NOTE 271115	12,000,000.00	12,630,937.50	
		2.75 T-NOTE 240215	13,500,000.00	14,090,097.64	
		2.875 T-BOND 490515	200,000.00	245,562.50	
		3.125 T-BOND 430215	7,500,000.00	9,156,445.31	
		3.125 T-BOND 440815	3,000,000.00	3,694,453.12	
		3.875 T-BOND 400815	4,000,000.00	5,346,562.50	
		4.75 T-BOND 410215	5,000,000.00	7,445,117.18	
		国債証券 小計		175,700,000.00	184,880,152.25 (21,039,361,326)
	特殊債券	0.875 IBRD 300514	10,000,000.00	9,524,975.30	
	特殊債券 小計		10,000,000.00	9,524,975.30 (1,083,942,189)	
	社債券	3.875 COOPERATIEV 220208	4,000,000.00	4,020,379.12	
		7 IBM CORP 251030	1,000,000.00	1,208,108.88	
	社債券 小計		5,000,000.00	5,228,488.00 (595,001,934)	
アメリカドル合計			190,700,000.00	199,633,615.55 (22,718,305,449)	
カナダドル	国債証券	0.25 CAN GOVT 230201	3,700,000.00	3,679,749.90	
		1.5 CAN GOVT 260601	400,000.00	404,685.20	

		2 CAN GOVT 280601	700,000.00	730,935.10	
		2 CAN GOVT 511201	1,900,000.00	1,992,478.70	
		2.25 CAN GOVT 290601	4,000,000.00	4,268,116.00	
カナダドル合計			10,700,000.00	11,075,964.90 (980,665,932)	
オーストラリアドル	国債証券	0.5 AUST GOVT 260921	1,200,000.00	1,158,127.29	
		1.75 AUST GOVT 510621	18,800,000.00	16,786,440.46	
	国債証券 小計		20,000,000.00	17,944,567.75 (1,452,074,422)	
	特殊債券	1.7 EIB 241115	1,000,000.00	1,014,081.30	
		3.2 INTL FINAN 271018	3,500,000.00	3,768,701.65	
	特殊債券 小計		4,500,000.00	4,782,782.95 (387,022,796)	
オーストラリアドル合計			24,500,000.00	22,727,350.70 (1,839,097,218)	
イギリス ポンド	国債証券	0.125 GILT 230131	500,000.00	499,419.27	
		1.25 GILT 411022	4,800,000.00	5,056,646.40	
		1.75 GILT 490122	1,500,000.00	1,804,131.00	
		4.25 GILT 551207	1,900,000.00	3,815,671.20	
		4.75 GILT 301207	4,500,000.00	6,110,352.00	
	国債証券 小計		13,200,000.00	17,286,219.87 (2,603,131,850)	
	特殊債券	6 EIB 281207	2,000,000.00	2,697,266.00	
	特殊債券 小計		2,000,000.00	2,697,266.00 (406,181,286)	
イギリスポンド合計			15,200,000.00	19,983,485.87 (3,009,313,136)	
シンガ ポールド ル	国債証券	2.375 SINGAPORG0V 250601	1,500,000.00	1,564,500.00	
		2.75 SINGAPORG0VT 460301	600,000.00	685,200.00	
シンガポールドル合計			2,100,000.00	2,249,700.00 (186,927,573)	
マレーシ アリン ギット	国債証券	3.882 MALAYSIAGOV 220310	1,500,000.00	1,506,785.25	
		3.885 MALAYSIAGOV 290815	4,000,000.00	4,091,791.20	
		3.9 MALAYSIAGOV 261130	3,000,000.00	3,101,112.60	
		4.935 MALAYSIAGOV 430930	2,600,000.00	2,843,477.78	
マレーシアリングット合計			11,100,000.00	11,543,166.83 (310,116,411)	
スウェー デンク ローネ	国債証券	0.125 SWD GOVT 310512	3,000,000.00	2,997,365.58	
		0.75 SWD GOVT 280512	5,000,000.00	5,238,000.00	
		1 SWD GOVT 261112	6,000,000.00	6,306,660.00	
スウェーデンクローネ合計			14,000,000.00	14,542,025.58 (181,048,218)	

ノルウェークローネ	国債証券	1.375 NORWE GOVT 300819	1,000,000.00	994,300.00	
		1.5 NORWE GOVT 260219	11,000,000.00	11,076,560.00	
ノルウェークローネ合計			12,000,000.00	12,070,860.00 (150,885,750)	
メキシコペソ	国債証券	10 MEXICAN BONOS 241205	15,000,000.00	16,175,551.50	
		6.5 MEXICAN BONOS 220609	10,000,000.00	10,010,473.00	
		7.5 MEXICAN BONOS 270603	40,000,000.00	40,506,668.00	
		7.75 MEXICAN BONO 310529	90,000,000.00	92,376,900.00	
		8.5 MEXICAN BONOS 381118	20,000,000.00	21,343,682.00	
メキシコペソ合計			175,000,000.00	180,413,274.50 (967,682,680)	
イスラエルシェケル	国債証券	0.75 ISRAEL FIXED 220731	1,000,000.00	1,007,600.00	
		1 ISRAEL FIXED BO 300331	4,000,000.00	4,044,600.00	
イスラエルシェケル合計			5,000,000.00	5,052,200.00 (183,288,258)	
ポーランドズロチ	国債証券	2.5 POLAND 240425	7,200,000.00	7,127,640.00	
		2.75 POLAND 291025	3,500,000.00	3,380,650.00	
ポーランドズロチ合計			10,700,000.00	10,508,290.00 (290,958,787)	
中国元	国債証券	2.56 CHINA GOVT 231021	20,000,000.00	20,032,700.00	
		2.69 CHINA GOVT 260812	37,000,000.00	37,003,145.00	
		2.91 CHINA GOVT 281014	20,000,000.00	20,044,800.00	
		3.02 CHINA GOVT 310527	33,000,000.00	33,398,805.00	
中国元合計			110,000,000.00	110,479,450.00 (1,974,477,682)	
ユーロ	国債証券	0 BEL GOVT 311022	3,000,000.00	3,008,523.00	
		0 ITALY GOVT 260401	10,000,000.00	9,949,889.50	
		0 NETH GOVT 310715	3,000,000.00	3,067,818.00	
		0 NETH GOVT 520115	300,000.00	295,267.50	
		0.2 IRISH GOVT 301018	1,000,000.00	1,023,598.20	
		0.25 ITALY GOVT 280315	1,500,000.00	1,483,407.99	
		0.25 NETH GOVT 290715	4,000,000.00	4,190,708.00	
		0.4 IRISH GOVT 350515	400,000.00	407,223.84	
		0.5 SPAIN GOVT 300430	4,500,000.00	4,638,195.00	
		0.75 O.A.T 520525	4,800,000.00	4,960,992.00	
		0.9 BEL GOVT 290622	2,800,000.00	3,050,695.20	
		0.95 ITALY GOVT 300801	1,000,000.00	1,016,599.00	
		1 SPAIN GOVT 501031	4,000,000.00	3,921,676.00	
		1.1 IRISH GOVT 290515	1,500,000.00	1,641,418.50	
		1.25 BUND 480815	1,600,000.00	2,190,944.00	
		1.25 O.A.T 360525	6,000,000.00	6,875,064.00	
		1.6 BEL GOVT 470622	700,000.00	868,988.40	

	1.7 BEL GOVT 500622	400,000.00	511,721.04	
	1.7 ITALY GOVT 510901	3,000,000.00	2,970,024.00	
	1.75 ITALY GOVT 240701	9,900,000.00	10,393,920.90	
	1.85 ITALY GOVT 240515	1,000,000.00	1,050,863.00	
	1.95 SPAIN GOVT 260430	1,000,000.00	1,098,800.00	
	2.35 SPAIN GOVT 330730	7,000,000.00	8,514,485.00	
	2.45 ITALY GOVT 330901	2,000,000.00	2,305,816.00	
	2.45 ITALY GOVT 500901	7,600,000.00	8,803,650.00	
	4.75 BUND 400704	2,200,000.00	4,310,105.80	
	4.75 ITALY GOVT 280901	3,300,000.00	4,234,510.50	
	4.9 SPAIN GOVT 400730	400,000.00	691,691.60	
	5 ITALY GOVT 400901	2,000,000.00	3,177,364.00	
	5.9 SPAIN GOVT 260730	3,000,000.00	3,865,698.00	
ユーロ合計		92,900,000.00	104,519,657.97 (13,402,555,741)	
合計			46,195,322,835 (46,195,322,835)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 17銘柄	92.61%	45.54%
	特殊債券 1銘柄	4.77%	2.35%
	社債券 2銘柄	2.62%	1.29%
カナダドル	国債証券 5銘柄	100.00%	2.12%
オーストラリアドル	国債証券 2銘柄	78.96%	3.14%
	特殊債券 2銘柄	21.04%	0.84%
イギリスポンド	国債証券 5銘柄	86.50%	5.64%
	特殊債券 1銘柄	13.50%	0.88%
シンガポールドル	国債証券 2銘柄	100.00%	0.40%
マレーシアリングgit	国債証券 4銘柄	100.00%	0.67%
スウェーデンクローネ	国債証券 3銘柄	100.00%	0.39%
ノルウェークローネ	国債証券 2銘柄	100.00%	0.33%
メキシコペソ	国債証券 5銘柄	100.00%	2.09%
イスラエルシェケル	国債証券 2銘柄	100.00%	0.40%
ポーランドズロチ	国債証券 2銘柄	100.00%	0.63%
中国元	国債証券 4銘柄	100.00%	4.27%
ユーロ	国債証券 30銘柄	100.00%	29.01%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

２【ファンドの現況】

【三菱ＵＦＪ ライフプラン ２５】

【純資産額計算書】

令和 ３年12月30日現在

（単位：円）

資産総額	1,181,702,489
負債総額	495,585
純資産総額（ - ）	1,181,206,904
発行済口数	717,440,082口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.6464
（10,000口当たり）	（16,464）

【三菱ＵＦＪ ライフプラン ５０】

【純資産額計算書】

令和 ３年12月30日現在

（単位：円）

資産総額	2,591,970,468
負債総額	1,357,550
純資産総額（ - ）	2,590,612,918
発行済口数	1,356,063,673口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.9104
（10,000口当たり）	（19,104）

【三菱ＵＦＪ ライフプラン ７５】

【純資産額計算書】

令和 ３年12月30日現在

（単位：円）

資産総額	2,054,618,007
負債総額	1,654,918
純資産総額（ - ）	2,052,963,089
発行済口数	1,002,196,442口
1口当たり純資産価額（ / ）	2.0485
（10,000口当たり）	（20,485）

（参考）

三菱ＵＦＪ 国内株式アクティブマザーファンド

純資産額計算書

令和 3年12月30日現在

（単位：円）

資産総額	7,775,421,940
負債総額	20,844,507
純資産総額（ - ）	7,754,577,433
発行済口数	3,923,379,693口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.9765
（10,000口当たり）	（19,765）

三菱ＵＦＪ 国内債券アクティブマザーファンド

純資産額計算書

令和 3年12月30日現在

（単位：円）

資産総額	13,964,789,731
負債総額	33,556,965
純資産総額（ - ）	13,931,232,766
発行済口数	9,483,347,799口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.4690
（10,000口当たり）	（14,690）

三菱ＵＦＪ 海外株式アクティブマザーファンド

純資産額計算書

令和 3年12月30日現在

（単位：円）

資産総額	6,058,861,787
負債総額	15,006,252
純資産総額（ - ）	6,043,855,535
発行済口数	1,474,195,961口
1口当たり純資産価額（ / ）	4.0998
（10,000口当たり）	（40,998）

三菱ＵＦＪ 海外債券アクティブマザーファンド

純資産額計算書

令和 3年12月30日現在

（単位：円）

資産総額	48,392,096,467
負債総額	20,535,914
純資産総額（ - ）	48,371,560,553
発行済口数	14,312,645,137口
1口当たり純資産価額（ / ）	3.3796
（10,000口当たり）	（33,796）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断し

たときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に当たって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2021年12月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング２

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2021年12月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	884	19,318,388
追加型公社債投資信託	16	1,378,384
単位型株式投資信託	86	377,090
単位型公社債投資信託	50	187,215
合 計	1,036	21,261,076

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度に係る中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
-----------------------	-----------------------

(資産の部)

流動資産

現金及び預金	2	56,398,457	2	56,803,388
有価証券		1,960,318		2,001
前払費用		575,904		598,135
未収入金		14,559		31,359
未収委託者報酬		10,296,453		13,216,357
未収収益	2	638,994	2	662,230
金銭の信託		100,000		2,300,000
その他		254,330		269,506
流動資産合計		70,239,017		73,882,978

固定資産

有形固定資産

建物	1	584,048	1	548,902
器具備品	1	871,893	1	1,435,369
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,084,375		2,612,705

無形固定資産

電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,369,611		3,569,171
ソフトウェア仮勘定		1,374,932		1,895,190
無形固定資産合計		4,760,365		5,480,184

投資その他の資産

投資有価証券		16,704,756		18,616,670
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産	1	819,255	1	814,684
長期差入保証金		565,358		538,497
前払年金費用		375,031		258,835
繰延税金資産		1,912,824		916,962
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		20,718,993		21,487,417

固定資産合計

27,563,734 29,580,307

資産合計

97,802,752 103,463,286

(単位：千円)

第35期
(令和2年3月31日現在)第36期
(令和3年3月31日現在)

(負債の部)

流動負債

預り金		687,565		533,622
未払金				
未払収益分配金		131,478		158,856
未払償還金		395,400		133,877
未払手数料	2	4,026,078	2	5,200,810
その他未払金	2	3,818,195	2	4,412,521
未払費用	2	4,402,578	2	4,755,909
未払消費税等		629,469		752,617
未払法人税等		617,341		873,027

賞与引当金	933,517	933,381
役員賞与引当金	124,590	160,710
その他	701,285	691,143
流動負債合計	16,467,499	18,606,476
固定負債		
長期未払金	32,400	21,600
退職給付引当金	1,010,401	1,145,514
役員退職慰労引当金	130,784	117,938
時効後支払損引当金	238,811	245,426
固定負債合計	1,412,398	1,530,479
負債合計	17,879,897	20,136,956
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	25,847,605	26,951,289
利益剰余金合計	33,188,194	34,291,879
株主資本合計	79,921,039	81,024,723

(単位：千円)

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,815	2,301,606
評価・換算差額等合計	1,815	2,301,606
純資産合計	79,922,854	83,326,329
負債純資産合計	97,802,752	103,463,286

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	67,967,489	67,963,712
投資顧問料	2,385,084	2,443,980
その他営業収益	16,085	21,613
営業収益合計	70,368,658	70,429,306
営業費用		

支払手数料	2	27,106,451	2	26,689,896
広告宣伝費		696,418		668,150
公告費		1,000		250
調査費				
調査費		1,857,271		2,077,942
委託調査費		11,579,175		12,035,954
事務委託費		847,769		798,528
営業雑経費				
通信費		153,731		296,490
印刷費		427,118		378,180
協会費		52,053		51,841
諸会費		15,990		16,613
事務機器関連費		1,953,926		1,977,769
その他営業雑経費		-		8,391
営業費用合計		44,690,907		45,000,009
一般管理費				
給料				
役員報酬		331,987		352,879
給料・手当		6,611,427		6,461,546
賞与引当金繰入		933,517		933,381
役員賞与引当金繰入		124,590		160,710
福利厚生費		1,276,950		1,272,568
交際費		11,871		2,721
旅費交通費		165,891		22,768
租税公課		360,165		402,939
不動産賃借料		647,402		666,331
退職給付費用		422,919		481,135
役員退職慰労引当金繰入		48,183		11,763
固定資産減価償却費		1,307,555		1,358,911
諸経費		427,212		413,538
一般管理費合計		12,669,674		12,541,193
営業利益		13,008,076		12,888,103

(単位：千円)

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	90,965	170,807
受取利息	2 4,169	2 2,726
投資有価証券償還益	585,179	81,557
収益分配金等時効完成分	101,734	275,835
受取賃貸料	2 65,808	2 65,808
その他	19,987	12,504
営業外収益合計	867,845	609,239
営業外費用		
投資有価証券償還損	96,379	95,946
時効後支払損引当金繰入	-	16,395
事務過誤費	3,483	-
賃貸関連費用	20,339	13,472
その他	1,920	2,932

営業外費用合計		122,122		128,747
経常利益		13,753,799		13,368,595
特別利益				
投資有価証券売却益		174,842		2,007,655
特別利益合計		174,842		2,007,655
特別損失				
投資有価証券売却損		75,963		51,737
投資有価証券評価損		163,865		26,317
固定資産除却損	1	8,832	1	536
固定資産売却損		435		-
特別損失合計		249,096		78,591
税引前当期純利益		13,679,545		15,297,659
法人税、住民税及び事業税	2	4,146,534	2	4,755,427
法人税等調整額		79,824		19,122
法人税等合計		4,226,359		4,736,304
当期純利益		9,453,186		10,561,354

（３）【株主資本等変動計算書】

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

（単位：千円）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028
当期変動額									
剰余金の配当							9,675,175	9,675,175	9,675,175
当期純利益							9,453,186	9,453,186	9,453,186
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	221,989	221,989	221,989
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当期変動額			
剰余金の配当			9,675,175
当期純利益			9,453,186
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,124,917	1,124,917	1,124,917
当期変動額合計	1,124,917	1,124,917	1,346,907
当期末残高	1,815	1,815	79,922,854

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

株主資本										株主資本合計
資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金					
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計			
					別途積立金	繰越利益剰余金				

当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							9,457,670	9,457,670	9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権

等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用により、翌事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映され、繰越利益剰余金の期首残高が475,687千円増加すると見込まれます。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
建物	599,542千円	643,920千円
器具備品	1,408,613千円	1,545,179千円
投資不動産	145,391千円	151,833千円

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
預金	314,247千円	40,328,414千円
未収収益	15,773千円	14,138千円
未払手数料	712,210千円	772,495千円
その他未払金	3,029,426千円	3,425,136千円
未払費用	432,019千円	349,222千円

(損益計算書関係)

1.固定資産除却損の内訳

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

器具備品	8,832千円	536千円
計	8,832千円	536千円

2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
支払手数料	5,234,629千円	5,128,270千円
受取利息	2千円	143千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,030,180千円	3,492,898千円

(株主資本等変動計算書関係)

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和元年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
1年内	675,956千円	709,808千円
1年超	—	709,808千円
合計	675,956千円	1,419,616千円

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第35期(令和2年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	56,398,457	56,398,457	-
(2) 有価証券	1,960,318	1,960,318	-
(3) 金銭の信託	100,000	100,000	-
(4) 未収委託者報酬	10,296,453	10,296,453	-
(5) 投資有価証券	16,673,396	16,673,396	-
資産計	85,428,625	85,428,625	-
(1) 未払手数料	4,026,078	4,026,078	-
負債計	4,026,078	4,026,078	-

第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	56,803,388	56,803,388	-
(2) 有価証券	2,001	2,001	-
(3) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	-
(4) 未収委託者報酬	13,216,357	13,216,357	-
(5) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	-

資産計	90,907,057	90,907,057	-
(1) 未払手数料	5,200,810	5,200,810	-
負債計	5,200,810	5,200,810	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(5)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

(3)金銭の信託

時価は取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
非上場株式	31,360	31,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第35期(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,398,457	-	-	-
金銭の信託	100,000	-	-	-
未収委託者報酬	10,296,453	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,960,318	5,652,257	4,813,929	27,375
合計	68,755,228	5,652,257	4,813,929	27,375

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	-	-	-
金銭の信託	2,300,000	-	-	-
未収委託者報酬	13,216,357	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398

合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398
----	------------	-----------	-----------	--------

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第35期（令和2年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	9,859,345	8,694,010	1,165,334
	小計	9,859,345	8,694,010	1,165,334
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,874,369	10,037,087	1,162,718
	小計	8,874,369	10,037,087	1,162,718
合計		18,733,714	18,731,098	2,616

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は100,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第36期（令和3年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,076,354	6,207,447	131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は2,300,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	8,940	-	15,060
債券	-	-	-
その他	2,035,469	174,842	60,903
合計	2,044,409	174,842	75,963

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
----	---------	-------------	-------------

株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について163,865千円（その他有価証券のその他163,865千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について26,317千円（その他有価証券のその他26,317千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,712,289 千円	3,718,736 千円
勤務費用	204,225	203,106
利息費用	17,557	19,110
数理計算上の差異の 発生額	52,430	18,826
退職給付の支払額	162,904	192,890
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,718,736	3,729,235

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
年金資産の期首残高	2,666,937 千円	2,460,824 千円
期待運用収益	47,757	44,130
数理計算上の差異の 発生額	164,633	304,281
事業主からの拠出額	51,282	-
退職給付の支払額	140,518	159,390
年金資産の期末残高	2,460,824	2,649,846

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,969,807 千円	2,810,893 千円
年金資産	2,460,824	2,649,846
	508,982	161,046
非積立型制度の退職給付債務	748,929	918,342
未積立退職給付債務	1,257,911	1,079,388

未認識数理計算上の差異	203,136	161,333
未認識過去勤務費用	419,405	354,043
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635,370	886,678
退職給付引当金	1,010,401	1,145,514
前払年金費用	375,031	258,835
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635,370	886,678

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
勤務費用	204,225 千円	203,106 千円
利息費用	17,557	19,110
期待運用収益	47,757	44,130
数理計算上の差異の 費用処理額	24,035	41,361
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	6,427	44,446
確定給付制度に係る 退職給付費用	269,848	329,255

（注）「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
債券	64.7 %	62.7 %
株式	32.3	35.4
その他	3.0	1.9
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
割引率	0.095～0.52%	0.051～0.59%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度153,070千円、当事業年度151,880千円であります。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
繰延税金資産		

減損損失	427,046千円	418,394千円
投資有価証券評価損	226,322	188,859
未払事業税	117,461	180,263
賞与引当金	285,842	285,801
役員賞与引当金	19,703	25,472
役員退職慰労引当金	40,046	36,112
退職給付引当金	309,384	350,756
減価償却超過額	96,767	68,024
委託者報酬	213,044	209,938
長期差入保証金	40,180	48,639
時効後支払損引当金	73,124	75,149
連結納税適用による時価評価	57,656	38,873
その他	123,248	87,023
繰延税金資産 小計	2,029,829	2,013,308
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,029,829	2,013,308
繰延税金負債		
前払年金費用	114,834	79,225
連結納税適用による時価評価	1,260	1,203
その他有価証券評価差額金	801	1,015,785
その他	109	101
繰延税金負債 合計	117,005	1,096,346
繰延税金資産の純額	1,912,824	916,962

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第35期（令和2年3月31日現在）及び第36期（令和3年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）及び第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）及び第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（１）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,030,180 千円	その他未払金	3,029,426 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,234,629 千円	未払手数料	712,210 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	583,270 千円	未払費用	302,681 千円

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 取引銀行	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	4,073,855 千円	未払手数料	697,109 千円
							コーラブル預金の払戻（注2）	20,000,000 千円		
							コーラブル預金の預入（注2）	20,000,000 千円	現金及び預金	20,000,000 千円
							コーラブル預金に係る受取利息（注2）	4,126 千円	未収収益	997 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	5,714,501 千円	未払手数料	944,351 千円

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
3. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示して

おります。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
1株当たり純資産額	377,741.17円	393,827.09円
1株当たり当期純利益金額	44,678.80円	49,916.36円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
当期純利益金額（千円）	9,453,186	10,561,354
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 （千円）	9,453,186	10,561,354
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第37期中間会計期間 (令和3年9月30日現在)		
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		48,742,270
有価証券		1,291,000
前払費用		682,143
未収入金		166,605
未収委託者報酬		15,228,560
未収収益		694,402
金銭の信託		5,301,000
その他		226,759
流動資産合計		72,332,741
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	527,772
器具備品	1	1,371,778
土地		628,433
有形固定資産合計		2,527,984
無形固定資産		
電話加入権		15,822
ソフトウェア		4,217,271
ソフトウェア仮勘定		1,478,970
無形固定資産合計		5,712,064
投資その他の資産		

投資有価証券		14,943,458
関係会社株式		320,136
投資不動産	1	813,041
長期差入保証金		531,230
前払年金費用		224,272
繰延税金資産		733,199
その他		45,230
貸倒引当金		23,600
投資その他の資産合計		17,586,969
固定資産合計		25,827,017
資産合計		98,159,759

(単位：千円)

第37期中間会計期間

(令和3年9月30日現在)

(負債の部)

流動負債

預り金		663,405
未払金		
未払収益分配金		187,200
未払償還金		7,418
未払手数料		6,029,978
その他未払金		2,623,176
未払費用		5,348,002
未払消費税等	2	757,223
未払法人税等		702,806
賞与引当金		924,214
役員賞与引当金		65,985
その他		5,517
流動負債合計		17,314,927

固定負債

長期未払金		10,800
退職給付引当金		1,204,214
役員退職慰労引当金		117,938
時効後支払損引当金		256,262
固定負債合計		1,589,215

負債合計

18,904,143

(純資産の部)

株主資本

資本金		2,000,131
資本剰余金		
資本準備金		3,572,096
その他資本剰余金		41,160,616
資本剰余金合計		44,732,712

利益剰余金

利益準備金		342,589
その他利益剰余金		
別途積立金		6,998,000
繰越利益剰余金		23,330,110

利益剰余金合計 30,670,700

株主資本合計 77,403,544

(単位：千円)

第37期中間会計期間

(令和3年9月30日現在)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,852,071
評価・換算差額等合計	1,852,071
純資産合計	79,255,616
負債純資産合計	98,159,759

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第37期中間会計期間

(自 令和3年4月1日
至 令和3年9月30日)

営業収益	
委託者報酬	39,061,243
投資顧問料	1,319,230
その他営業収益	7,249
営業収益合計	40,387,723
営業費用	
支払手数料	15,372,436
広告宣伝費	277,284
公告費	250
調査費	
調査費	1,187,915
委託調査費	7,042,637
事務委託費	653,911
営業雑経費	
通信費	75,781
印刷費	194,857
協会費	25,068
諸会費	9,036
事務機器関連費	1,066,190
その他営業雑経費	649
営業費用合計	25,906,022
一般管理費	
給料	
役員報酬	202,454
給料・手当	2,828,313
賞与引当金繰入	924,214
役員賞与引当金繰入	65,985
福利厚生費	637,293
交際費	2,635
旅費交通費	12,678
租税公課	232,446
不動産賃借料	364,289
退職給付費用	195,737
固定資産減価償却費	969,675
諸経費	193,083
一般管理費合計	6,628,807
営業利益	7,852,893

(単位：千円)

第37期中間会計期間

(自 令和3年4月1日
至 令和3年9月30日)

営業外収益		
受取配当金		203,195
受取利息		2,567
投資有価証券償還益		753,216
収益分配金等時効完成分		136,491
受取賃貸料		32,904
その他		4,621
営業外収益合計		1,132,996
営業外費用		
投資有価証券償還損		62
時効後支払損引当金繰入		21,921
事務過誤費		66,316
賃貸関連費用	1	7,921
その他		7,123
営業外費用合計		103,345
経常利益		8,882,544
特別利益		
投資有価証券売却益		522,323
特別利益合計		522,323
特別損失		
投資有価証券売却損		8,073
投資有価証券評価損		36,558
固定資産除却損		7,408
特別損失合計		52,039
税引前中間純利益		9,352,828
法人税、住民税及び事業税		2,700,962
法人税等調整額		172,220
法人税等合計		2,873,183
中間純利益		6,479,644

(3)中間株主資本等変動計算書

第37期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当中間期変動額									
剰余金の配当							10,576,511	10,576,511	10,576,511
中間純利益							6,479,644	6,479,644	6,479,644
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	—	3,621,178	3,621,178	3,621,178
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	23,330,110	30,670,700	77,403,544

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	

当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当中間期変動額			
剰余金の配当			10,576,511
中間純利益			6,479,644
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	449,534	449,534	449,534
当中間期変動額合計	449,534	449,534	4,070,713
当中間期末残高	1,852,071	1,852,071	79,255,616

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

〔会計方針の変更〕

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的影響額に従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当中間会計期間の中間貸借対照表は、流動負債のその他は588,191千円減少、繰延税金資産は180,104千円減少、繰越利益剰余金は408,087千円増加しております。

当中間会計期間の中間損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ97,433千円減少しております。

当中間会計期間の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、中間株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、中間財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

[注記事項]

（中間貸借対照表関係）

1 減価償却累計額

第37期中間会計期間 （令和3年9月30日現在）	
建物	661,109千円
器具備品	1,743,773千円
投資不動産	154,845千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

1 減価償却実施額

第37期中間会計期間 （自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）	
有形固定資産	241,452千円
無形固定資産	728,222千円
投資不動産	3,012千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第37期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

（リース取引関係）

第37期中間会計期間(令和3年9月30日現在)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内 709,808千円

1年超	354,904千円
合 計	1,064,712千円

（金融商品関係）

第37期中間会計期間（令和3年9月30日現在）

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	1,291,000	1,291,000	-
(2) 金銭の信託	5,301,000	5,301,000	-
(3) 投資有価証券	14,912,098	14,912,098	-
資産計	21,504,098	21,504,098	-

（注1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等

非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、中間財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（中間貸借対照表計上額 有価証券 1,291,000千円、投資有価証券14,912,098千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	5,301,000	-	5,301,000
資産計	-	5,301,000	-	5,301,000

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第37期中間会計期間（令和3年9月30日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	18,010,889	15,246,038	2,764,851
	小 計	18,010,889	15,246,038	2,764,851
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	3,493,209	3,588,600	95,390
	小 計	3,493,209	3,588,600	95,390
合 計		21,504,098	18,834,638	2,669,460

（注）「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」（中間貸借対照表計上額5,301,000千円、取得価額5,300,000千円）を含めております。
非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）については、市場価格がないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について36,558千円（その他有価証券のその他36,558千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第37期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第37期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第37期中間会計期間 (令和3年9月30日現在)
1株当たり純資産額 (算定上の基礎)	374,587.58円
純資産の部の合計額(千円)	79,255,616
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	79,255,616
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第37期中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	30,624.88円
中間純利益金額(千円)	6,479,644
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	6,479,644
普通株式の期中平均株式数(株)	211,581

(注1)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注2)「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当中間会計期間の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり中間純利益金額は319.49円減少しております。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

資本金の額：324,279百万円（2021年９月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

名称	資本金の額 (2021年９月末現在)	事業の内容
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

（２）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

３【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2021年12月末現在）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３％以上のものを記載しています。

第３【その他】

（１）目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、また使用開始日、ファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレスなどを記載することがあります。

（２）投資信託説明書（交付目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することがあります。

- ・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
- ・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。）
- ・有価証券届出書の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。

す。効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。

- （３）投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。
- （４）目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。
- （５）投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- （６）目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- （７）目論見書に委託会社のホームページアドレス等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

令和3年6月28日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

青木 裕晃 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤 鉄也 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和3年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

令和４年１月19日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ ライフプラン ２５の令和２年12月16日から令和３年12月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ ライフプラン ２５の令和３年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

令和４年１月19日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ ライフプラン ５０の令和２年12月16日から令和３年12月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ ライフプラン ５０の令和３年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

令和４年１月19日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ ライフプラン ７５の令和２年12月16日から令和３年12月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ ライフプラン ７５の令和３年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年12月3日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青木 裕晃 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄也 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和3年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。